

共立信用組合

DISCLOSURE

令和元年度の現況

2020



KYOSHIN
SINCE 1953

あなたの街のパートナー

OTA, TOKYO, JAPAN



INDEX

ごあいさつ	2
経営理念	3
経営方針	3
経営環境	3

A

令和元年度の業績	4
法令等遵守体制	4
リスク管理体制	5
個人情報について	6-7
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	8
苦情処理措置	9
紛争解決措置	9
きょうしんのあゆみ	10
トピックス	11
当組合の行事など	12
総代会及び総代について	13
総代のご紹介	14

B

主要な事業の内容	15-16
----------	-------

C

財務諸表(1)	17-18
財務諸表(2)	19-20

D

経営諸比率(1)	21-22
経営諸比率(2)	23

E

預金	24
----	----

F

貸出金(1)	25-26
貸出金(2)	27

G

リスク管理債権	28
---------	----

H

自己資本の構成に関する事項	29
自己資本およびリスク状況について(1)	30-31
自己資本およびリスク状況について(2)	32-33
自己資本およびリスク状況について(3)	34-35
自己資本およびリスク状況について(4)	36

I

地域貢献について	37
地域密着型金融について(1)	38
地域密着型金融について(2)	39
地域密着型金融について(3)	40
地域密着型金融について(4)	41

J

ホームページリニューアル・報酬体系について	42
ネットワーク・店舗一覧	43
役員一覧	44
組織図	44
項目別一覧	45

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

KYOSHIN DISCL



理事長 田中 教夫

ごあいさつ

組合員を始め取引先の皆様には、平素より共立信用組合に対しまして暖かいご支援とご愛顧を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

今年度も当組合の経営内容について、皆様に正確にお知らせ申し上げるため「2020ディスクロージャー誌」を作成いたしましたので、ご高覧賜り一層のご理解を深めていただきますようお願い申し上げます。

さて令和元年度の我が国経済は、輸出が弱含むなか、大型台風被害に10月の消費税増税が重なり、第3四半期の実質GDPがマイナス成長となったものの、底堅い家計消費と人手不足対応の省力化設備投資等を柱に内需は維持され、年明け1月15日の米中通商第一段階合意を経て、外需反転増・企業収益改善期待から、先行き不透明感が薄らぐ局面を迎えた所、中国全土で新型コロナウイルス感染者が急拡大し、春節休暇による人の移動で欧米各国、我が国にも感染者が発生・増加、1月30日にはWHOより国際的緊急事態が宣言され、我が国では、感染拡大が東京オリンピック・パラリンピック開催の1年延期、訪日客急減、世界経済減速・サプライチェーン寸断による財輸出の縮小、外出自粛要請に伴う国内消費減少を招き、経済・雇用基盤並びに医療体制の安定性を揺るがすに至り、現在も感染拡大と景気後退の長期化抑止が至上命題となっております。

令和2年は、当組合の第五次中期3ヵ年経営計画の最終年度に当たり、当組合が創立70周年を迎える令和5年に向けた次期中期3ヵ年経営計画の開始数値を固める重要な年度となります。未知の感染症・コロナ禍の下、当組合は地域経済浮揚の力となれる様、スピード感を意識して資金繰り・事業支援に注力し、コンサルティング能力の発揮により御客様と共に経営基盤強化を進め、コンプライアンスとリスク管理態勢に一層配意しつつ、地域密着型協同組織金融機関として、何でも相談に乗れる心の通った「役に立ち、頼りになる、堅い経営」の組合を作り、組合員皆様の生活の向上と地域社会の繁栄に引き続き貢献してまいります。

組合員皆様のご健勝とご繁栄を願い、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

共立信用組合

理事長 田中 教夫

OSURE 2020

経営理念

共立信用組合は、地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨としたきめこまかな金融等のサービスを通じて、地域中小・小規模企業の経済力の向上ならびに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献し、地域になくてはならない組合となることをめざします。

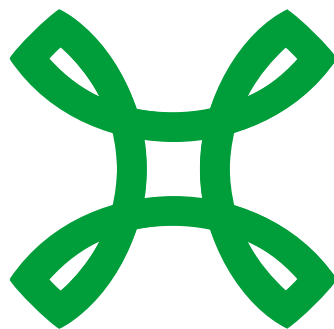
経営方針

1. 健全経営に徹し、組合員および地域社会の人々に信頼され、親しまれる経営を行います。
2. 組合員および地域社会の人々と経済的繋がり他に、人と人との心のふれあいを大切にしたい心の通う人間尊重の経営を行います。
3. 組合員および地域社会の人々に対し、金融の円滑化に寄与するとともに良質な金融等のサービスの提供に努めます。
4. 組合員および地域社会の人々とコミュニケーションを重視するとともに、経営情報などの積極的開示による透明な経営を行います。
5. 強固な経営基盤の構築により、社会的責任の遂行と併せて役職員の幸福を創造し、健全性維持のため適正利益の確保と自己資本の充実を図ります。
6. 法令遵守ならびにリスク管理体制の徹底を図ります。
7. 組合の使命感に徹し、組合員ならびに地域社会の人々の信頼に応える人材育成をめざし、明るい意欲と協調に富んだ職場をつくります。

経営環境

令和元年度のわが国経済は、大型台風被害に10月の消費税増税が重なり、第3四半期の実質GDPがマイナス成長となったものの、底堅い家計消費と省力化設備投資等を柱に内需は維持され、年明け1月15日の米中通商第一段階合意を経て、外需反転増・企業収益改善期待から、先行き不透明感が薄らぐ局面を迎えた所、新型コロナウイルス感染者の急拡大により、東京オリンピック・パラリンピック開催の1年延期、訪日客急減、世界経済減速・サプライチェーン寸断による財輸出の縮小、外出自粛要請に伴う国内消費減少を招きました。

このような環境の中で、当組合は健全な経営と、強固な経営基盤の構築により、安心で頼れる金融機関として、経営内容開示の充実を図り、地域密着型金融機関としての使命を果たしてまいります。そして、経営の基本であるコンプライアンス重視の適法な経営と適切なリスク管理のもとで効率性を追求して、適正な利益の確保と健全経営に徹し、「役に立ち、頼りになる、堅い経営」をモットーに、地域の皆様に信頼される組合作りに、役職員一同、一層の努力を重ねてまいります。



令和元年度の業績

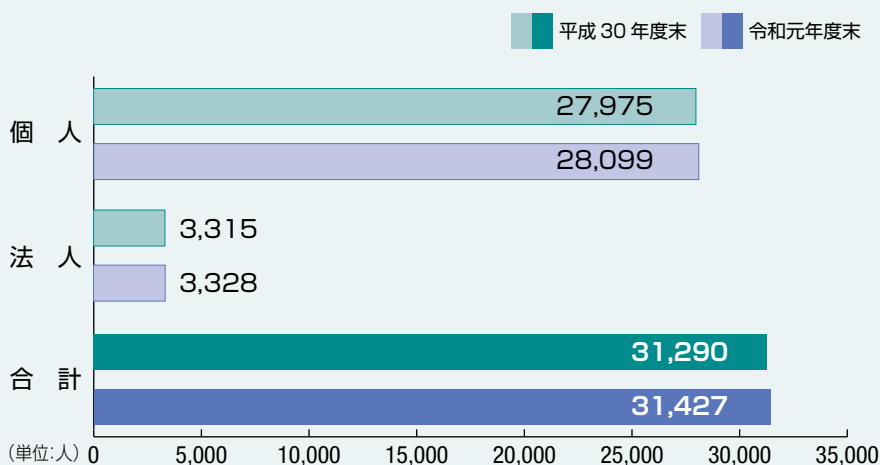
令和元年度は、適法な経営の実施、適切なリスク管理の強化、適正な利益の確保を組合の基本方針として、健全で信頼性の高い、地域に密着した組合作りを推進いたしました。

預金積金は、1,923百万円増加し、期末残高158,034百万円となり、貸出金は、3,014百万円増加し82,586百万円となりました。

収益につきましては、日銀のマイナス金利政策継続による市場金利情勢から、貸出金利回りが低下したものの、地域で事業を営む方、新たに起業をされる方、また生活者の皆様の新規資金需要に積極的に応え残高伸長を図る一方、「融資先支援を徹底する」経営方針のもと、返済条件変更や事業再生提案による経営改善支援に取組み、貸出金利息収益は前年度同様の1,409百万円を計上いたしました。また債券の効率的運用を進めると共に諸経費抑制に努め、業務純益拡大に配意した結果、令和元年度事業計画数値を上回る姿で税引後当期純利益達成に至りました。

自己資本比率につきましては、自己資本の額を106百万円積み増し103億51百万円とした一方、融資伸長により信用リスクアセットの額が1,206百万円増加したため、前年度対比微減するものの10%を維持し、国内金融機関の健全性の基準値である4%を大きく上回る水準を確保しております。

組合員の推移



法令等遵守体制

法令等の遵守は当組合の事業運営の基本であり、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命に鑑み、法令等を遵守し、誠実かつ公正な業務運営と常にコンプライアンスを重視した職場風土の醸成に努めております。

そのため、営業店にはコンプライアンス担当者（責任者）を配すると共に、本部にはコンプライアンス担当部署を設置するなど意識の向上と管理体制の強化に努めております。

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展に伴い、金融機関を取り巻くリスクは高度化・複雑化しており、各業務において発生するリスクを的確に把握・分析し管理することにより、健全経営、自己資本の充実及び安定した収益を確保することが経営上不可欠となっております。

新BIS規制においても金融機関の直面するリスクをより精緻に評価し、リスク管理能力の向上を目指すとなっております。

“きょうしん”では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、健全経営による資本の内部留保で自己資本の充実を図りつつ、最低所要自己資本比率の確保維持と銀行勘定の金利リスク量の適正な自己管理の遂行と、それらの定性的根拠と定量的な数値においても情報開示し、リスク管理体制を整備し強化を図るため、リスク全体を網羅すべき「統括部署」を設けて一元的、横断的にリスク管理する体制とし、各種リスクについて「主管部署」から「統括部署」を経由して「管理部署」である各委員会において検討を重ね、「常勤理事会」に報告・諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。

1. 信用リスク管理について

資産の運用手段として大きなウエイトを占める貸出金取引における信用リスク管理は、経営方針並びに融資方針に基づいて特に厳正に実施しております。

- (1) 個別案件にあたっては、財務状況、業種、資金使途、返済原資、保全状況等について十分な検討を行い、与信リスクを総合的に考慮してスピーディーな審査を行っております。また、中小企業等金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、継続して取引先の事業再生、経営改善について積極的に取り組んでおります。
- (2) 融資取り上げにあたっては「貸出権限規程」に基づき、営業店、本部審査部門、役員など複数部署によるチェックを行うとともに、一定金額を超える案件、異例的な案件については融資部が主管部となり、各部構成員を加えた「融資委員会」で協議を行い、更に「常勤理事会」に諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。
- (3) 大口融資を回避し、小口融資を中心に融資先の拡大を目標としております。
- (4) 厳正な自己査定を実施し、定期的に財務状況等の実態把握を行うとともに適正な償却・引当を実施しております。
- (5) 融資審査能力の向上を図るため、内部研修を実施するとともに、外部研修にも積極的に参加し、人材の育成に努めております。

2. 市場リスク管理について

余裕資金は、主に国債や地方債等の有価証券で運用しておりますが、運用には金利変動に伴う金利リスク及び株式や債券等の価格変動による価格変動リスクが伴いますので、「余資運用規程」に基づいて健全性を重視し、慎重に運用を行っております。

また、金利リスクや流動性リスク等諸リスクの管理を徹底していくために各部構成員による「ALM委員会」を設けております。

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、総合企画部を主管部署として各関連部署との相互牽制のうえ管理しています。具体的には、主管部署が金利リスクの関連資料の出力をし、定期的に「ALM委員会」でモニタリング・分析の報告提言をしています。

なお、平成31年2月金融庁改正告示に基づき、平成31年3月期決算よ

り、 ΔEVE （金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの）の上方・下方パラレルシフト、スティープ化の計3種について計測、また、令和2年3月期より ΔEVE についてはフラット化、短期金利上昇・下降の計3種を加え、 ΔNII （金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額）について新たに計測しております。

3. 流動性リスク管理について

資金を効率的に運用するとともに、的確な資金ポジションを確保するため、預金貸出金を重点的に管理し、預金の支払いに支障がないよう支払準備の充実を図り、流動性資金の確保に努めております。

4. オペレーショナル・リスク管理について

従来の、コンピューターのシステム停止、誤作動、不正使用等から生じるシステムリスクや役職員の不正や過失等の不適切な事務処理により生じる事務リスクの他、法務リスク（注1）、人的リスク（注2）、有形固定資産リスク（注3）、風評リスク（注4）を加えた、これら業務の過程や役職員の活動、システムの不備や外生的な事象により生じるリスクをオペレーショナル・リスクとして統合し、各所管部が個別の管理方針・規程等に則り、適切にリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等リスク管理を行う体制を整えております。

また、その統括部門として新たに「オペレーショナル・リスク管理委員会」を設け、管理体制の運営を厳正に検証しリスクの発生の未然防止に努めるとともに、仮に万一リスクが発生した場合にもその影響を極小化するための対応の準備をする等の必要な対策を講じる態勢整備に努めております。

（注1）契約等の義務違反や不適切なビジネスマーケット慣行等から当組合に損害が生じるリスク。

（注2）役職員の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により当組合に損害が生じるリスク。

（注3）災害その他の事象により当組合の保有する有形資産に損害が生じるリスク。

（注4）当組合の評判の悪化や風説の流布等により当組合に損害が生じるリスク。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます）を遵守して以下の考え方に基つきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用業者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、保有個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に対応して参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

業務部 TEL 03-3762-7777
FAX 03-3766-8607
eメール
honbu-00@kyoritsu.dp.u-netsurf.ne.jp

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため

- その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること

【機微情報に関わる利用目的】

機微情報（法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除く）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

【個人信用情報に関わる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

【個人番号の利用目的】

- (1) 役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者および扶養家族）に係る事務
 - ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ③ 雇用保険届出事務
 - ④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ⑤ 国民年金の第3号被保険者の届出事務
- (2) 顧客等（当組合の個人の顧客および組合員）に係る事務

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑥ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- ⑦ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑧ 預貯金口座付番に関する事務
- (3) 役職員等及び顧客等以外の個人に係る事務
 - ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ② 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報の提供をいたしております(お客様の個人情報について第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本支店窓口にご連絡ください)。

[個人情報を提供する第三者]

■全国しんくみ保証株式会社

- 利用目的
各種ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■全国保証株式会社(URL: <http://www.zenkoku.co.jp/>)

- 利用目的
各種ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■三井住友海上火災保険株式会社

(URL: <http://www.ms-ins.com/>)

- 利用目的
住宅ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■共栄火災海上保険株式会社

(URL: <http://www.kyoeikasai.co.jp/>)

- 利用目的
住宅ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社アプラス(URL: <http://www.aplus.co.jp/>)

- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社ジャックス(URL: <http://www.jaccs.co.jp/>)

- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■SMBCファイナンスサービス株式会社

(URL: <https://www.smbc-fs.co.jp/>)

- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社クレディセゾン

(URL: <http://www.saisoncard.co.jp/>)

- 利用目的
フリーローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・業種・所在地・電話番号・職業・役職・従業員数・勤続年数・税込年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■SMBCコンシューマーファイナンス株式会社

(URL: www.smbc-cf.com/)

- 利用目的
フリーローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・業種・所在地・電話番号・職業・役職・従業員数・勤続年数・税込年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■オフィス・メディア株式会社

- 利用目的
配当金領収書袋話処理
- 情報提供の内容
氏名・住所・出資金額・配当金額・振替口座番号
- 提供手段
年1回出力帳票による

■アクサ生命保険株式会社

- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先について(名称・事業内容・職務内容・勤続年数・税込年収)
- 提供手段
保険申込書一式

■三井住友海上あいおい生命保険株式会社

- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先について(名称・事業内容・職務内容・勤続年数・税込年収)
- 提供手段
保険申込書一式

不渡情報の共同利用にあたっての公表文

手形・小切手が不渡になりますと、手形所持人や取引銀行等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データについては、手形交換所等に提供され、参加金融機関等で後掲1.に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 共同利用する個人データの項目

- 不渡となった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人です。以下同じです。)および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。
- (1)当該振出人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書)
 - (2)当該振出人について屋号があれば、当該屋号

- (3)住所(法人であれば所在地)(郵便番号を含みます。)
 - (4)当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば、当該屋号)
 - (5)生年月日
 - (6)職業
 - (7)資本金(法人の場合に限ります。)
 - (8)当該手形・小切手の種類および額面金額
 - (9)不渡報告(第1回目不渡)または取引停止報告(取引停止処分)の別
 - (10)交換日(呈示日)
 - (11)支払銀行(部・支店名を含みます。)
 - (12)持出銀行(部・支店名を含みます。)
 - (13)不渡事由
 - (14)取引停止処分を受けた年月日
 - (15)不渡りとなった手形・小切手の支払銀行(店舗)が参加している手形交換所および当該手形交換所が属する銀行協会
- (注)上記(1)～(3)に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

2. 共同利用者の範囲

- (1)各地手形交換所
 - (2)各地手形交換所の参加金融機関
 - (3)全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人信用情報センター
 - (4)全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会(各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。)
- (注)共同利用者の範囲につきましては、下記アドレスをご参照ください。
<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/koukan/index0600.html>

3. 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

不渡となった手形・小切手の支払銀行(店舗)が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会

以上

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

共立信用組合は、地域の皆様との心と心のふれあいを大切に、共存共栄を旨としたきめこまかな金融等のサービスを通じて、地域になくてはならない組合となるため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

この方針を通じて、より一層お客さまのお役に立ち、親しまれる "Shinkumi Bank きょうしん" として、役職員一同、全力を尽くしてまいります。

A

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまの立場に立ち、お客さま本位の金融商品やサービスの提供をしてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

法令等を遵守し、誠実かつ公正に努め、お客さまの不利益にならないよう、適切な管理に努めてまいります。

3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担していただく手数料やその他費用については、お客さまにご理解いただけるよう丁寧にご説明いたします。

4. お客さまにふさわしいサービスと必要な情報提供

お客さまに金融商品やサービスを提供するにあたり、取引条件やリスクについて、分かりやすくご説明いたします。

5. 職員への動機づけ・ガバナンス体制

心と心の繋がりで、『お客さまにとって最高のパートナー』となれるよう、信頼に応えられる職員育成に努めてまいります。

以 上

『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』成果指標

項目（信頼のバロメーター）			平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
組合員数の推移	名	基盤拡充	30,717	31,290	31,427
預金残高の推移	百万円	受信業務	154,823	156,111	158,034
定積世帯数の推移	世帯		11,996	12,377	12,395
融資残高の推移	百万円	与信業務	78,275	79,571	82,586

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：共立信用組合 業務部】

電 話：03-3762-7777

受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/>

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記共立信用組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（全国信用組合会館内）

主な沿革

昭和53年	4月	2信用組合が合併、共立信用組合として発足 バロースB1860型コンピュータ導入 融資三科目・本部業務オフライン稼働	7月	第5回評議員会開催 年金セミナー・個人相談会開催	
昭和54年	4月	預金オンライン稼働	10月	中小企業経営者事業承継セミナー開催	
昭和55年	3月	大岡山支店改築	11月	第6回ビジネスマッチング交流会開催 (七島信組の取引先3社、青森県信組の取引先1社、東京商工会議所、人材・能力開発部が初参加)	
昭和56年	5月	融資三科目オンライン稼働(総合オンライン完成)	平成22年	1月	東京地域金融フォーラムにおけるビジネスマッチング事例発表に対し関東財務局長より「地域密着型金融顕彰状」を授与
昭和57年	12月	六郷支店開店		2月	車田理事長「東京都信用組合協会会長」に就任
昭和59年	11月	しんくみ為替オンライン稼働		3月	懸賞金付定期預金「メンバーズプレミアム」抽選会開催 第4回地区懇談会開催(ブロック毎3回)
昭和60年	8月	全銀為替データー通信システム加入		7月	第6回評議員会開催
	1月	ATM(現金自動預金支払機)稼働		9月	年金個別相談会開催
	10月	カードローン取扱開始	10月	中小企業会計啓発・普及セミナー開催 第47回全国信用組合大会において、(社)全国信用組合中央協会・全国協同組合連合会より「しんくみメンバーズファースト運動・優秀賞」を授与	
昭和61年	7月	蒲田支店開店		11月	第7回ビジネスマッチング交流会及び第1回物産展開催
昭和62年	7月	年金友の会“共和会”発足	平成23年	3月	第5回地区懇談会開催(ブロック毎3回)
昭和63年	5月	中延駅前支店改築		4月	大岡山支店新装開店
平成3年	3月	洗足池支店仮営業所および独身寮建築		7月	第7回評議員会開催
	4月	田中理事長「勲五等瑞宝章」授章		9月	年金個別相談会開催
平成4年	5月	洗足池支店改築		10月	中小企業会計啓発・普及セミナー開催
平成5年	6月	本店外壁改修工事完成		11月	第8回ビジネスマッチング交流会及び第2回物産展開催
平成9年	9月	旧本店敷地に車庫・事務所建築	平成24年	3月	第6回地区懇談会開催
平成10年	1月	自営オンラインから信用組合共同センター(SKC)へ加盟		6月	第8回評議員会開催
平成11年	8月	サーバークライアントシステム導入(補完システム)		9月	中小企業会計啓発・普及セミナー開催
	10月	監査法人センチュリー(現 新日本監査法人)による外部監査を導入		10月	きょうしん創立60周年特別企画「感謝の集い」開催
平成12年	4月	郵貯提携取扱開始		11月	第9回ビジネスマッチング交流会及び第3回物産展開催
	7月	ホームページの開設	平成25年	3月	第7回地区懇談会、税制改正セミナー開催
	10月	デビットカード取扱開始		10月	創立60周年記念 チャリティーゴルフコンペ開催
平成13年	7月	全店舗ATMコーナー自動化完了		11月	第10回ビジネスマッチング交流会及び第4回物産展開催
平成14年	4月	大栄信用組合の全事業を譲り受けする	平成26年	3月	第8回地区懇談会・税制改正セミナー開催
	6月	東京富士信用組合の全事業を譲り受けする		7月	公金バーコード収納サービス取扱い開始 東京都と東京都信用組合協会の連携による創業支援融資取扱い開始
平成15年	6月	外部監査人をあずさ監査法人に変更		8月	創業サポート無担保ローン「はじまるくん」取扱い開始
	12月	設立満50年を迎える		9月	為替集中システム取扱い開始
平成16年	3月	蒲田支店と梅屋敷支店を統合、蒲田支店は梅屋敷支店住所へ移転 旧蒲田支店はあやめ橋出張所となる	11月	第9回評議員会開催	
	11月	第1回ビジネスマッチング交流会開催	平成27年	3月	第9回地区懇談会、特殊詐欺被害防止対策セミナー開催
	12月	決済用預金の取扱開始		4月	車田会長「旭日双光章」授賞
平成17年	3月	経営セミナー開催		6月	第10回評議員会開催
	6月	第1回評議員会開催		8月	矢口支店新築開店
	11月	第2回ビジネスマッチング交流会開催	平成28年	3月	第10回地区懇談会、特殊詐欺被害防止対策セミナー開催
平成18年	3月	中小企業会計啓発・普及セミナー開催		6月	第11回評議委員会開催
	6月	第2回評議員会開催		8月	インターネットバンキング取扱開始
	11月	東京都信用組合協会より、当組合斉藤専務が東京都知事感謝状を授与、4役員が組合功労賞を授与、ならびに当組合職員が永年勤続・優秀職員賞を授与しました	11月	11月	梶谷支店ATM1台追加(設置台数合計2台)
平成19年	2月	第3回ビジネスマッチング交流会開催	平成29年	3月	第11回地区懇談会、メーカーマッチングサービスセミナー開催
	7月	第1回地区懇談会開催(ブロック毎4回)		6月	第12回評議委員会開催
	9月	第3回評議員会開催		10月	消防業務の貢献に対して東京消防庁より感謝状を受領
	10月	年金セミナー・個別相談会開催	平成30年	3月	第12回地区懇談会、セミナー(相続に関する基礎知識)開催
	11月	中小企業会計啓発・普及セミナー開催		6月	第13回評議員会開催
	11月	第2回顧客満足度アンケート実施		7月	蒲田支店開店
平成20年	3月	第4回ビジネスマッチング交流会開催		9月	65周年記念誌「65年のあゆみ」発刊
	7月	第2回地区懇談会開催(ブロック毎2回)		11月14日	東京消防庁より感謝状を授与
	9月	第4回評議員会開催	平成31年	3月	第13回地区懇談会
	10月	年金セミナー・個別相談会開催	令和元年	6月	第14回評議員会開催
	11月	中小企業会計啓発・普及セミナー開催		9月	社内ネットワークと外部ネットワークの完全分離化
	11月	火災予防協力に対し東京消防庁より感謝状を授与		10月	日本赤十字社より金色有功章を授与
	11月	車田理事長「黄綬褒章」授章			
平成21年	3月	第5回ビジネスマッチング交流会開催			
	3月	第3回地区懇談会開催(ブロック毎2回)			

きょうしん年金友の会「共和会」

共立信用組合で年金を受給されている皆様の会です。
会長を中心に各支部の幹事の皆様で運営されています。
会員相互の親睦と福祉の増進を図り、健康で元気な日々をお過ごし頂けるよう旅行をはじめ、各種行事を実施しております。

■入会手続きはどうすれば？

共立信用組合の本支部にて、年金受給口座をご指定頂ければ、自動的に「共和会」の会員になります。
年会費等の負担はございません。



■「共和会」の会員になると何かメリットがありますか？

「共和会」の会員の皆様には8つの特典があります。

- ① **長寿祝「選べる長寿祝い」**
健康と長寿をお祝いして、77歳(喜寿)、80歳(傘寿)、88歳(米寿)、90歳(卒寿)、99歳(白寿)、100歳以上のお客様に「選べるギフト商品」をプレゼント。
- ② **「寿・500」(優遇金利定期)**
スーパー定期預金500万円(1年もの)まで、店頭表示金利に0.20%プラスされます。
- ③ **敬老の日プレゼント**
当組合に年金を受給されているお客様に、感謝を込めて記念品(麺類セット)をお届けいたします。
- ④ **お誕生日プレゼント**
当組合に年金を受給されているお客様のお誕生日月にプレゼント(しぼりたて生しょうゆ・だしの素セット)をお届けいたします。
- ⑤ **年金新規ご加入・ご予約・ご紹介の方にもプレゼント**
55歳から年金受給のご予約ができ、当組合担当者が責任をもって受給月までの管理をし、手続きのお手伝いをいたします。
(要予約申込み、裁定請求等)
- ⑥ **お楽しみ旅行**
共和会会員の皆様には、日帰り、一泊二日旅行等に割安でお楽しみいただけます。
- ⑦ **「生活サポートサービス」無料相談**
健康増進、介護関係サービス相談が無料で受けられます。
- ⑧ **交通傷害保険お見舞金**
年金受給しているお客様ご本人が交通事故による怪けがもとで死亡された場合に、お見舞金をお支払いいたします。

皆様には上記8つの特典をご用意して「共和会」へのご入会をお待ちしております。

きょうしんお楽しみ旅行企画

美ヶ原温泉「翔峰」 (共和会主催1泊2日)

実施日 令和元年6月11日～14日(2班)

諏訪大社・上社本宮を参拝し、奈良井宿の町並みを散策しました。二日目は信州善行寺を参拝しお布施散策とみそ蔵見学やお買いもの等、皆様楽しいひと時を過ごされました。



長野県・岐阜県方面 (白骨温泉・奥飛騨温泉郷)2泊3日の旅

実施日 令和元年11月13日～15日(2班)

諏訪大社・下社秋宮を参拝後、旧開智学校の見学をしました。二日目は、ひだ白川郷と高山三之町の散策をしました。最終日は、新穂高ロープウェイの展望は、頂上からは冠雪したアルプスの山並みと紅葉した麓のコントラストが素晴らしく、2泊3日の旅を楽しんでいただきました。



成田山新勝寺初詣 いちご狩り

実施日 令和2年1月22日～23日(2班)

毎年大勢の方にご参加いただいております。館山いちご狩りセンターでいちご狩りを楽しんでいただきました。



新型コロナウイルス感染症防止等への取り組み

○ 感染防止への取り組み

当組合は、職員の検温・消毒等の健康管理、マスク着用、うがい、手洗いの励行に加え、全店舗の窓口に飛沫防止用パネルを設置し感染の防止に努めております。(写真左下)

○ 資金繰り支援等への取り組み

地域の事業者様の資金繰り相談にきめ細かく対応するため、令和2年3月より「新型コロナウイルス感染症に関する融資相談窓口」を設置した他、ゴールデンウィーク中(5/2～5/6)も5店舗で「休日融資相談窓口」を設け資金繰り等のご相談を受け付けました。

又、新型コロナウイルスの影響を受けている地域の事業者様への資金繰り支援等に対する当組合の取り組みがNHK朝のニュース番組「おはよう日本」からの取材を受けました。(写真右下)



1. 入組式

平成31年4月1日(月)



2. 第34回共和会役員総会及び「蒲田支店オープン記念懸賞金付き定期預金」抽選会

平成31年4月23日(火)

場 所: 本店4階大会議室



3. 日本赤十字社より金色有功章授与

令和元年10月30日(水)



4. 創業時の資金相談会

令和元年12月4日(水)

(公財)大田区産業振興協会と協力し、第5回目となる資金相談会を実施しました。

場 所: 大田区産業プラザPio5階 会議室

内 容: 1. セミナー「創業した後のこと」

2. 個別相談会



5. 令和2年新年賀詞交換会

開催日: 令和2年1月20日(月)

場 所: 品川プリンスホテル

5階「プリンスホール」

総勢257名の地域関係者の皆様がご出席下さいました。



当組合における総代会及び総代についてのお知らせ

■総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

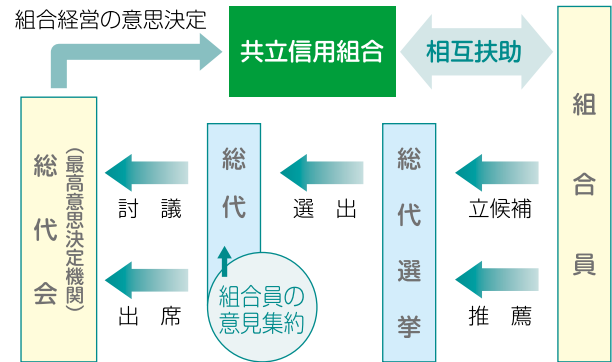
信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員31,427名(令和2年3月末現在)と多数のため、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、中小企業等協同組合法ならびに定款の定めるところにより、「総代会」制度を採用しております。

総代会は、総会と同様に、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。

総代会では、決算や事業活動等の報告がおこなわれるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

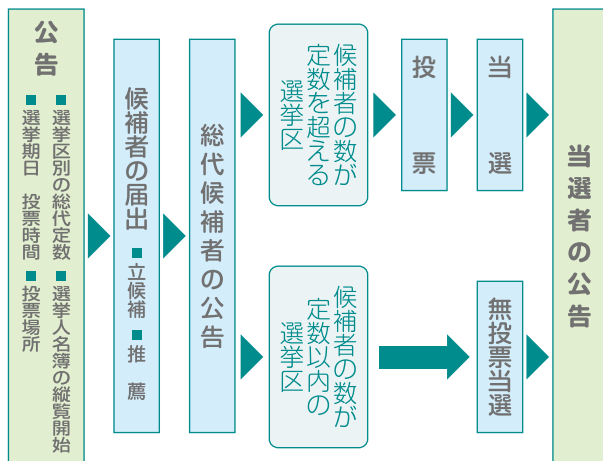


当組合では、総代会に限定することなく、多くの組合員と地域の皆様のご意見を経営並びに総代会に反映させるために評議員会、地区懇談会の実施を行うとともに日常の営業活動を通じて、組合員並びに地域の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■総代の選任方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款および総代選挙規約に基づき、選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから、公正な選挙を行い選任され、任期は3年となっております。

総代定数は、「100人以上130人以内」と定款で定めており、令和2年6月24日現在、総代数は130人です。



総代選挙区及び総代数 令和2年6月24日現在

選挙区	対象地区・営業店	総代定数	総代数
第一地区	本店営業部、大森支店、平和島支店、前の浦支店の所轄地域	37名	37名
第二地区	糺谷支店、六郷支店、蒲田支店、雑色支店の所轄地域	35名	35名
第三地区	矢口支店、洗足池支店、武蔵新田支店、西蒲田支店の所轄地域	30名	30名
第四地区	大岡山支店、中延駅前支店、用賀支店、戸越支店の所轄地域	28名	28名

■第43期通常総代会、令和2年6月24日午後2時30分より本店4階で開催されました。当日は総代130名のうち、出席130名(うち、第1号から第4号及び第6号・第7号:本人出席43名、議決権行使による出席87名 第5号:本人出席43名、委任状による代理出席43名)のもと行われ、結果は下記の通りとなりました。

報告事項

第42期(令和2年3月31日現在)事業報告書及び貸借対照表並びに第42期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第42期剰余金処分案承認の件
 第2号議案 第43期(令和2年度)事業計画及び収支予算案承認の件
 第3号議案 借入金最高限度額案承認の件
 第4号議案 定款第15条第3号による脱退の件
 第5号議案 理事・監事任期満了に伴う改選の件
 第6号議案 理事及び監事の報酬等枠承認の件
 第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
 以上の7議案について、全てご承認をいただきました。

■総代

令和2年3月に行われた第15回総代選挙により、総代130名が選任されており、任期は令和5年4月9日となっています。

第41回通常総代会において、総代選挙規約を一部改正し、令和2年3月に実施した総代選挙より定年制を導入いたしました。(総代の定年は満85歳、但し任期途中で定年に達した場合、その任期満了まで職責を全うすることといたします。)



総代のご紹介

■ 総代のご紹介

敬称略(令和2年6月24日現在 五十音順)

第1区 37名

本店営業部							
戌亥 友久 ⑥	岩井 泉 ⑥	植木 啓之 ⑥	大橋 満 ①	加藤 進弘 ③	島田 直人 ②	田中 隆治 ①	
富田 記佳 ⑥	萩原 威一郎 ⑥	福田 勇 ①	古市 尚久 ①	古橋 正曠 ⑥	密本 泰之 ⑥	宮本 信之 ①	
森田 昌博 ③	守屋 いづ子 ①	守矢 義衛 ⑥	山田 恵一 ⑥	吉野 隆重 ⑥			
大森支店							
伊藤 重行 ⑥	大塚 政行 ①	奥島 信明 ①	田中 郭之 ④	網島 昭良 ⑥	茨田 尚 ⑤	平林 淳志 ②	
平林 伸元 ①	福本 健次 ③	福本 寅晶 ①					
平和島支店							
島田 輝夫 ①	田中 亮 ①	平林 専太郎 ⑥	福本 義一 ④	湯本 良一 ②			
前の浦支店							
奥島 忠史 ③	須山 惣一 ①	須山 保子 ⑤					

第2区 35名

糞谷支店							
石井 喜明 ②	小田川 甫安 ⑥	神山 晃 ②	川添 一郎 ②	木村 繁 ④	佐藤 光男 ⑥	鈴木 康之 ①	
高澤 博嗣 ②	富田 ヨネ子 ⑥	鳥海 明 ⑤	野水 昭 ③	原口 薩男 ⑥	細田 俊男 ③	松原 浩史 ①	
松原 茂登樹 ①	吉澤 武人 ③						
六郷支店							
相澤 一夫 ①	石原 篤 ⑥	石原 雅之 ④	川田 美佐子 ③	坂本 幸政 ⑥	鈴垣 幸子 ③	林 幹也 ①	
蒲田支店							
江波 洋子 ⑥	大島 一意 ⑥	河口 宏一 ①	嶋田 栄次郎 ⑥	原 昌三 ⑥	茨田 秀利 ⑥	藤田 知孝 ①	
松田 真 ③	三井 晃一 ①						
雑色支店							
島 邦男 ⑥	多田 弘 ⑥	渡辺 敏夫 ⑥					

第3区 30名

矢口支店							
内田 末雄 ④	大西 明雄 ⑥	藏方 庸光 ⑥	小林 範明 ②	佐藤 哲朗 ①	塩澤 一好 ⑤	城埜 洋文 ⑥	
鈴木 壽一 ⑥	道具 辰夫 ①	仲野 明 ②	福井 六郎 ⑥	吉田 昌義 ②			
洗足池支店							
青木 康夫 ①	上野 雄一 ③	大恵 雅文 ①	加藤 勉 ②	小林 茂 ③	斉藤 サト ⑥	豊田 大八 ③	
諸星 有浩 ①	横山 心一 ③	渡辺 亞紀夫 ⑥					
武蔵新田支店							
菊地 勝昭 ⑥	小泉 卓弥 ①	新妻 清和 ⑥	広瀬 安宏 ③				
西蒲田支店							
今井 貞夫 ⑥	柴 忠義 ⑥	中谷 静香 ①	山田 皓一 ①				

第4区 28名

大岡山支店							
相川 英昭 ⑤	板垣 孝雄 ②	榎原 一夫 ⑥	岸田 忠久 ②	岸田 哲治 ②	熊田 敏夫 ⑤	黒岩 泰一 ⑥	
小池 徳一 ②	近藤 文夫 ①	椎橋 道利 ④	徳永 徹 ⑥	山崎 次夫 ⑥			
中延駅前支店							
岡崎 和男 ⑥	河野 浩一 ①	澁谷 幸道 ⑥	本田 慎家 ①	水口 雅彦 ④	宮野 嘉徳 ①		
用賀支店							
有原 良 ①	鎌田 泰次 ⑥	目黒 靖一 ⑥	福本 成年 ①	山下 美恵子 ⑥	和田 峰一 ⑥		
戸越支店							
大野 真弘 ③	田代 修 ①	福岡 康行 ①	吉田 敏 ①				

(注1)氏名の後に、平成17年以降(事業統合後)の就任回数を記載しております。

■ 総代 職業別・年齢・業種構成

総代の職業別構成

職業区分	構成比
法人役員	70.8%
個人事業主	26.2%
個人	3.0%
合計	100.0%

総代の年齢別構成

年 齢	構成比
40代	4.0%
50代	11.5%
60代	23.0%
70代	42.3%
80代	19.2%
合計	100.0%

総代の業種構成

業 種	構成比
製造業	21.4%
建設業	8.7%
運輸業	0.8%
卸・小売業	16.7%
不動産業	38.9%
サービス業	12.7%
その他	0.8%
合計	100.0%

*業種別の構成比は法人役員及び個人事業主に限る。

商品案内

総合口座	お預け入れ期間：出し入れ自由 お預け入れ金額：1円以上
一冊の通帳に普通預金と定期預金・定期積金をセット。給与、年金、配当金の自動受取、公共料金の自動支払などの便利なサービスをご利用いただけます。セット定期預金・定期積金の90%(最高200万)まで自動融資がご利用になれます。	
普通預金	お預け入れ期間：出し入れ自由 お預け入れ金額：1円以上
日常の出し入れを始め給与、年金、配当金の自動受取、公共料金の自動支払などにご利用ください。お引き出しは、キャッシュカードが便利です。	
当座預金	お預け入れ期間：出し入れ自由 お預け入れ金額：1円以上
商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	
納税準備預金	お預け入れ期間：入金は自由 引き出しは納税時 お預け入れ金額：1円以上
計画的な納税資金の準備にご利用ください。利息には税金がかかりません。	
通知預金	お預け入れ期間：7日以上 お預け入れ金額：10,000円以上
まとまったお金の短期間の運用に最適な預金です。お引き出しの2日前にご通知をいただきます。	
財産形成預金 一般預金 住宅預金 年金預金	お預け入れ期間： 一般預金……積立期間3年以上 住宅預金 年金預金……積立期間5年以上 お預け入れ金額：1,000円以上
勤務先の財産形成制度を通じ、給料やボーナスから天引きをする預金です。財形住宅預金と財形年金預金を合わせて、元金、利息合計550万円までは非課税です。	
金利上乘せ型普通預金 「グッドライフ」	お預け入れ期間：出し入れ自由 お預け入れ金額：1円以上
当組合の営業地域に居住する年齢が満70歳以上の個人の方 2018/2/6現在 0.011%(金利情勢により変動)	

定期預金	今すぐお使いにならない余裕金、ボーナスなどのまとまったお金を有利に増やす預金です。
大口定期預金	お預け入れ期間：1ヵ月～5年 お預け入れ金額：1,000万円以上 最低預入額が1千万円で、利率は市場金利を参考にして決められます。預入期間が1ヵ月から5年以内と幅広いため、大口資金の運用にキメ細かくお応えします。
スーパー定期預金	お預け入れ期間：1ヵ月～5年 お預け入れ金額：1,000円以上 利率は市場金利を参考に決定されます。満期日に自動的に継続する自動継続定期もあります。預入金額は300万円未満と300万円以上にわかれます。
期日指定定期預金	お預け入れ期間：据置期間……1年 最長預入期間……3年 お預け入れ金額：1,000円以上 300万円未満 有利さと便利さをかねそなえた定期預金です。利息は1年ごとの複利計算。1年据置き後なら、1ヵ月前の連絡で自由に満期日を指定、元金の一部(一万円以上)引き出しもできます。
“寿300”定期預金	お預け入れ期間：1年 お預け入れ金額：300万円以下 当組合で年金をお受取りの方にかざり店頭表示金利プラス0.25%でご契約いただけます。
相続定期預金	お預け入れ期間：1年 お預け入れ金額：10万円以上 個人で(相続人限定で相続資金を原資とする) 店頭表示金利プラス0.15%
定期積金	お預け入れ期間：6ヵ月～5年 お預け入れ金額：1,000円以上 大きな夢や計画を実現させるために、毎月一定額を積立てていただく預金です。利率は市場金利を参考に決められます。
定期積金「すくすく」	お預け入れ期間：3年 お預け入れ金額：14,000円 3歳未満の子、孫がいらっしゃる世帯。 子育て支援、おむつ進呈。

個人向け融資のご案内

フリーローン
ご融資額：1,000万円以下 ご融資期間：10年以内 お使いみちは自由。事業資金は除きます。
カーライフローン
ご融資額：1,000万円以下 ご融資期間：10年以内 自家用車の購入資金および修理、車検費用として。
奨学ローン
ご融資額：1,000万円以下 ご融資期間：15年以内 教育資金として。

住宅ローン
ご融資額：10,000万円以下 ご融資期間：35年以内 お住まいの購入、新築資金および居住用土地の購入資金として。
リフォームローン
ご融資額：10,000万円以下 ご融資期間：35年以内 お住まいの増改築資金として。
カードローン
ご融資額：30万円 50万円 100万円 150万円 200万円 250万円 300万円 400万円 500万円 ご融資期間：1年自動更新 カードでローンがご利用でき、お使いみちは自由。



事業者向け融資のご案内

割引手形
一般商業手形の割引による資金化として。
手形貸付
運転資金等短期の事業資金として。
「スクラム」
日本政策金融公庫との協調融資

証書貸付
設備資金等長期の事業資金として。
当座貸越
ご契約により当座預金の残高不足の際に自動融資のご利用として。
「女性若者シニア創業サポート」
地域創業アドバイザーが連携し創業を支援

都・区制度融資
東京都・各区による各種制度融資のお取扱い。
代理貸付等
全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融支援機構、中小企業基盤整備機構等のお取扱い。
「創業サポートローンはじまるくん」
創業者に対して創業支援

主要な事業の内容

為替・サービス業務

キャッシュカードサービス	カード1枚で、全国の提携先金融機関の自動機でお引き出しや残高照会ができます。
デビットカード	キャッシュカードでジェイデビットカード加盟店にてお買物ができます。
公共料金等自動支払サービス	月々の公共料金や各種税金、保険料等を、あなたの口座から自動的にお支払いたします。手続きは簡単です。
内国為替	全国どこでも金融機関へでも確実・安全にお振込みいたします。また、手形や小切手の取立てなどもスピーディーにお取り扱いします。
年金自動受取りサービス	各種年金のお受け取り日に、あなたの預金口座へ自動的に振込まれます。
インターネットバンキング	インターネット接続環境のあるパソコンやスマートフォンを使ってお客様の登録した利用口座の残高照会や入出金明細照会サービス、また当組合本店および他の金融機関への振込ができる便利なサービスです。

各種手数料

(令和2年4月1日現在、消費税込)

項目		手数料		項目		手数料	
		非組合員	組合員			非組合員	組合員
預金関係	小切手帳発行	1冊(50枚綴り)	660円	振込	本支店宛のもの	5万円未満	330円
	約束手形帳発行	1冊(25枚綴り)	550円		他行宛のもの	5万円以上	220円
	マル専当座開設	割賦販売通通知書1通につき	3,300円		電信扱い	5万円未満	660円
	マル専手形用紙	1枚につき	550円		文書扱い	5万円以上	880円
	自己宛小切手発行	1枚につき	660円		(付帯物件付)	5万円未満	550円
	通帳・証書再発行	1枚につき	1,100円		本支店宛のもの(ATM扱い)	5万円以上	770円
	キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円		他行宛のもの(ATM扱い)	5万円未満	110円(220円)
	ローンカード再発行	1枚につき	1,100円		電信扱い	5万円以上	330円(440円)
	返済明細書再発行	1枚につき	220円		他行宛のもの(ATM扱い)	5万円未満	440円(550円)
	住宅取得控除用証明書発行	1枚につき	330円		電信扱い	5万円以上	660円(770円)
融資関係	利息支払い証明書発行	1通につき	330円	インターネットバンキング	振込時間外は、平日・土曜日は18時以降。日曜日・祝日の終日。		
	割引・担保手形信用調査	東京・横浜手形交換所以外のもの1件につき	330円		同一店内	5万円未満	0円
	火災保険質権設定	1枚につき	1,100円		本支店宛のもの	5万円以上	0円
		新規設定(1件につき)	33,000円		他行宛のもの	5万円未満	110円
	不動産担保事務取扱手数料	変更・追加設定(1件につき)	11,000円			5万円以上	220円
		(追加設定、分割、順位変更、債務者変更、極度額変更、担保抹消(一部抹消含む))				5万円未満	220円
						5万円以上	440円
	各種ローン繰上げ返済・条件変更手数料(証書貸付)	全額繰上げ返済(1件につき)		基本料	代金取立	東京・横浜手形交換所以外のもの1件につき	1,100円
		融資日より3年未満	債務残高×1.5%+消費税		振込組戻し	1件につき	880円
		融資日より3年以上5年未満	債務残高×1.0%+消費税		取立手形組戻し	1件につき	660円
		融資日より5年以上	債務残高×0.5%+消費税		依頼返却	1件につき	1,100円
		一部繰上返済(1回につき)	5,500円		不渡手形返却	1件につき	1,100円
		条件変更(1回につき)	5,500円		異議申立取扱	1件につき	880円
その他	ATM利用	別に定める			発生記録(本支店宛)	1件につき	440円
	キャッシングサービス利用	クレジットカード利用のもの	110円		発生記録(他行宛)		880円
	貸金庫サービス利用(一般)	年間1個につき	6,600円		譲渡・分割記録(本支店宛)	1件につき	440円
	貸金庫サービス利用(自動)		9,900円・13,200円		譲渡・分割記録(他行宛)		880円
	貸金庫鍵カード紛失再発行	1個につき	1,100円		保証記録	1件につき	880円
	国債口座管理	年間1件につき	1,320円		変更記録	1件につき	880円
	出資証券再発行	1件につき	550円		その他記録	1件につき	880円
	残高照明発行	1通につき	550円		開示手数料		330円
	インターネットバンキング年間基本料金		無料	円貨両替	口座間送金決済手数料(本支店宛)	5万円未満	220円
						5万円以上	440円
ATM取扱時間 及び 各金融機関手数料	個人データ開示	取引明細	10年以内 1,100円 10年超 3,300円		口座間送金決済手数料(他行宛)	5万円未満	550円
		それ以外	一項目ごと 1,100円			5万円以上	770円
					残高照明書発行手数料(1件につき)	都度発行	3,300円
						定例発行	1,320円
					両替カード発行(組合員限定)	1件につき	無料
					両替カード再発行	1件につき	550円
					両替カード年間利用手数料	1件につき	13,200円
					窓口での お取扱い	1枚~500枚 501枚~	1件につき 330円
						1件につき	500枚まで毎に330円を加算
					※汚損・破損した紙幣、硬貨及び記念硬貨の交換は無料。 ※新券への両替は、両替カード、キャッシュカードの提示により50枚まで無料。 但し、51枚以上となる両替もしくは、カード無しの場合は窓口手数料となります。		

ATM取扱時間 及び 各金融機関手数料

曜日	取扱時間	当組合本店	信用組合※1	セブン銀行※2	他金融機関	ゆうちょ銀行
平日	8:00 ~ 8:44	無料	220円	110円	220円	220円
	8:45 ~ 18:00	無料	110円	110円	110円	110円
	18:01 ~ 21:00	無料	220円	110円	220円	220円
土曜日	8:00 ~ 8:44	無料	220円	110円	220	220円
	8:45 ~ 9:00	無料	110円	110円	110円	220円
	9:01 ~ 14:00	無料	110円	110円	110円	110円
	14:01 ~ 18:00	無料	110円	110円	110円	220円
	18:01 ~ 21:00	無料	220円	110円	220円	220円
日祝日	8:00 ~ 21:00	無料	220円	110円	220円	220円

※1 都内・全国の信用組合の一部提携先で、且つ下記時間内の出金手数料は無料となります。

平日 8:45~18:00 土曜日 9:01~14:00
(詳しくは窓口にお問い合わせください)

貸借対照表(資産の部)

(単位:千円)

科 目		平成30年度末	令和元年度末
資産の部			
現 金	金	1,773,262	1,255,851
預 け 金	金	52,277,067	52,301,906
有 価 証 券	券	36,654,889	34,942,737
国 債	債	645,440	635,310
地 方 債	債	5,815,433	4,434,161
短 期 社 債	債	—	—
社 債	債	23,250,627	22,805,382
株 式	式	573,238	544,405
そ の 他 の 証 券	券	6,370,150	6,523,478
貸 出 金	金	79,571,767	82,586,001
割 引 手 形	形	427,032	467,356
手 形 貸 付	付	2,973,632	3,352,346
証 書 貸 付	付	75,640,572	78,335,790
当 座 貸 越	越	530,529	430,508
そ の 他 の 資 産	産	1,502,848	1,450,667
未 決 済 為 替 貸 付	貸	24,760	17,281
全 信 組 連 出 資 金	金	1,072,000	1,072,000
前 払 費 用	用	15,715	18,202
未 収 収 益	益	182,368	163,102
そ の 他 の 資 産	産	208,004	180,080
有 形 固 定 資 産	産	4,419,697	4,374,783
建 物	物	1,373,476	1,329,402
土 地	地	2,907,753	2,907,753
リ ー ス 資 産	産	—	—
建 設 仮 勘 定	定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	産	138,467	137,628
無 形 固 定 資 産	産	33,127	39,792
ソ フ ト ウ ェ ア	ア	7,629	14,295
の れ ん	ん	—	—
リ ー ス 資 産	産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	産	25,497	25,497
前 払 年 金 費 用	用	49,770	52,111
繰 延 税 金 資 産	産	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	産	—	—
債 務 保 証 見 返	返	113,687	88,975
貸 倒 引 当 金	金	△ 1,122,971	△ 1,071,290
(う ち 個 別 貸 倒 引 当 金)		(△ 498,667)	(△ 437,228)
合 計	計	175,273,145	176,021,537

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書等の計算書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性、内部監査の有効性に対する経営者責任の明確化について

財務諸表の正確性、内部監査部門がその適正性・有効性についての確認方法を取り決め、それを確実に実施しております。

私は当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第42期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認致しました。

令和2年6月24日
共立信用組合

理事長 田中 教夫

■ 貸借対照表(負債・純資産の部)

(単位:千円)

科 目	平成30年度末	令和元年度末
負債の部		
預 金 積 金	156,111,378	158,034,065
当座預金	2,396,638	2,305,991
普通預金	42,040,996	45,964,446
貯蓄預金	—	—
通知預金	107,068	72,182
定期預金	99,330,820	98,363,985
定期積金	12,077,003	10,969,406
その他の預金	158,851	358,054
譲渡性預金	—	—
借 入 金	6,000,000	6,000,000
借入金	—	—
当座借越	6,000,000	6,000,000
再割引手形	—	—
その他の負債	403,017	390,444
未決済為替借	31,033	18,002
未払費用	26,413	42,306
給付補填備金	7,793	4,690
未払法人税等	38,888	42,572
前受収益	32,036	41,387
払戻未済金	17,467	19,556
職員預り金	159,971	158,271
資産除去債務	36,690	36,690
その他の負債	52,723	26,966
賞与引当金	74,000	70,000
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	153,185	174,880
睡眠預金払戻損失引当金	20,724	11,184
偶発損失引当金	1,212	1,624
建物等除却損失引当金	23,760	—
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	490,591	132,434
再評価に係る繰延税金負債	334,514	334,514
債務保証	113,687	88,975
負債の部合計	163,726,071	165,238,123
純資産の部		
出 資 金	3,495,151	3,488,360
普通出資金	1,795,151	1,788,360
優先出資金	—	—
その他の出資金	1,700,000	1,700,000
利 益 剰 余 金	5,975,662	6,138,394
利益準備金	1,503,000	1,553,000
その他利益剰余金	4,472,662	4,585,394
特別積立金	3,383,302	3,383,302
(うち経営強化積立金)	(2,330,000)	(2,330,000)
(うち価格変動積立金)	(722,492)	(722,492)
(うち事務機械化積立金)	(125,810)	(125,810)
(うち建物修繕積立金)	(200,000)	(200,000)
(うち都内信用組合合同商談会積立金)	(5,000)	(5,000)
当期末処分剰余金	1,089,359	1,202,091
組合員勘定合計	9,470,813	9,626,754
その他有価証券評価差額金	1,240,913	321,311
土地再評価差額金	835,348	835,348
評価・換算差額等合計	2,076,261	1,156,659
純資産の部合計	11,547,074	10,783,413
負債及び純資産の部合計	175,273,145	176,021,537

【貸借対照表注記事項】

(1)底座金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(2)有価証券の評価は、その有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価と移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3)土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 …………… 平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 …………… 414百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 …………… 1,584百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 …………… 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)に基づき、路線価を基に算出した価額に算出しております。

また、令和2年3月31日の時価は、1,495百万円となり、含み損は88百万円となります。

(4)有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 …………… 15年～50年
その他の有形固定資産 …………… 5年～6年

(5)無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(6)貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年3月17日)に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、主として1年間・1年超の予想損失額又は今後3年間の貸倒実績額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての償却は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(7)賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(8)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度の計算の結果、退職給付引当金が借方残高となっている為、前払年金費用として資産の部に計上しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)
年金資産の額 …………… 345,052百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 …………… 298,784百万円
差引額 …………… 46,268百万円

(2) 制度全体に占める当組合の損益参加割合
(平成30年4月1日～平成31年3月31日) …………… 1.095%

(3) 補正説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高22,092百万円及び別途積立金68,360百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書上、特別積立金22百万円を費用処理している。

なお、特別積金の額はあらかじめ定められた損益参加出時の標準給付金の額に東ることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実質の負担割合とは一致しない。

(9)役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支払見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10)睡眠病予防損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失見込みも必要と認められる額を計上しております。

(11)偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

(12)消費税および地方消費税の会計処理は、税延方式によるしております。

(13)理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 …………… 1百万円

(14)有形固定資産の減価償却累計額 …………… 2,508百万円
(15)有形固定資産の圧縮記帳額 …………… 48百万円

(16)貸出金のうち、破綻先償却はありません。延滞償却額は2,405百万円であり、なお、破綻先償却とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みが無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第9条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞償却とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償却及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(17)貸出金のうち、3か月以上延滞償却の残高はありません。

なお、3か月以上延滞償却とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先償却及び延滞償却に該当しないものであります。

(18)貸出金のうち、貸出条件緩和償却の残高は402百万円であり、なお、貸出条件緩和償却とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償却、延滞償却及び3か月以上延滞償却に該当しないものであります。

(19)破綻先償却額、延滞償却額、3か月以上延滞償却額及び貸出条件緩和償却の合計額は2,807百万円であり、また、16.から19.に掲げた償却額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(20)手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、467百万円であり、

(21)担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 …………… 6,000百万円
担保資産に対応する債務 借入金 …………… 6,000百万円
上記のほか、公金取扱い、為替取扱いのために預け金2,561百万円を担保提供しております。

(22)貸出100当たりの純資産額 …………… 3,014円88銭

(23)金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

有価証券は主に債券であり、保有目的はその他保有目的となっております。これは発行体の信用リスク及び、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債はお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は「信用リスク管理規程」並びに「貸付規程」に従い、貸出金について個別案件ごととの与信審査、信用限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する各体制を整備し運営しております。これらの与信管理は各営業店のほか融資部により行われ、定期的に融資委員会や常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「金利リスク要領」および「市場リスク管理規程」(「ALM委員会」に関する内規)等において、リスク管理方法・手法を明記しており、ALM委員会において金融資産および金融負債を総合的に把握し、その内容をモニタリングし協議・検討の上、月次ペースで「常勤理事会」にも報告される体制となっております。

(ii)価格変動リスクの管理
有価証券の運用については「資産運用規程」並びに「資産運用取扱要領」に従い行われております。総務部では市場運用商品の購入・売却を通じて価格変動リスクの軽減を図っております。また総合企画部では、有価株式等の状況および市場環境等を考慮し、定期的に「常勤理事会」に報告し、その対応を協議・検討しております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変動である金利変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、貸出金、預け金、有価証券、預金積金及び借入金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定」に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)において適宜ごとに規定された金利シミュレーションを用いた時価の変動額を市場リスク量として、SKC-ALMシステム(信用組合業界にて構築したもの)にて月次算定を行い、金利変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は1,305百万円減少(AVE)、金利収損は下方(ラリシフト(指標金利の低下)が生じた場合、809百万円減少(ANIL)、金利がマイナス値となる場合は0%に補正)するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変動が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク変動との相関を考慮しております。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は「ALM委員会」を通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

(5)金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非市場株式は、次表には含めておりません。

また重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1) 預け金(※1)	52,301	52,366	64	—	—
(2) 有価証券	34,457	34,457	—	—	—
高利貸有目的の債券	—	—	—	—	—
その他の有価証券	34,457	34,457	—	—	—
(3) 貸出金(※1)	82,586	82,586	—	—	—
貸倒引当金(※2)	△1,071	—	—	—	—
金 融 資 産 計	81,514	82,450	935	—	—
金 融 負 債 計	168,273	169,263	989	—	—
(1) 預金積金(※1)	158,034	158,037	2	—	—
(2) 借入金(※1)	6,000	6,000	—	—	—
金 融 負 債 計	164,034	164,037	2	—	—

(※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算出方法
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期の有る預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券
株式、ETF及びREITは取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.に記載しております。

(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞償却等、将来キャッシュフローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前)の額。

②①以外、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR-SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債
(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュフローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR-SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金
借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	485
合 計	485

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(2) 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券の時価のあるもの
(単位:百万円)

	時	価	差	額
貸 借 対 照 表 計 上 額	株 式	債 券	—	727
国 債	24,739	24,012	—	39
地方債	635	596	—	227
取得原価を	4,434	4,207	—	—
超えるもの	—	—	—	—
社 債	19,670	19,209	—	461
その他	9,533	9,171	—	361
小 計	28,273	27,184	—	1,089

	時	価	差	額
貸 借 対 照 表 計 上 額	株 式	債 券	—	△ 67
国 債	518	3,202	—	—
地方債	3,135	—	—	—
取得原価を	—	—	—	—
超えるもの	—	—	—	—
社 債	3,135	3,202	—	△ 67
その他	2,990	3,560	—	△ 569
小 計	6,183	6,827	—	△ 643
合 計	34,457	34,011	—	445

(注1) 貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は株式14百万円であり、

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は時価が取得原価に比べて30%以上下落したもののうち、50%以上下落したものは全額、30%以上50%未満下落したものは、過去一定期間の時価推移や発行会社の業績、また日経平均株価乖離率との対比などを考慮のうえ、回復の可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理しております。

(注) 当中期に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
2,238百万円	184百万円	3百万円

(注) その他有価証券のうち満期があるものの期間中の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合 計
債 券	2,201	11,408	8,307	5,289	27,205
国 債	—	500	—	100	600
地方債	101	1,806	1,387	989	4,205
短期社債	—	—	—	—	—
社 債	2,100	9,100	7,000	4,200	22,400
その他	600	600	800	—	1,400
合 計	2,201	12,006	9,107	5,289	28,603

(注) 当該貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,989百万円であり、そのうち原契約期間が1年以上のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,989百万円であり、

なお、これらの契約の多くは、融資実行しずらに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。このうち契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約程度額の減額をすることができるとする旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金損算入限度額超過額	223百万円	—
減価償却損算入限度額超過額	62	—
役員退職慰労引当金損算入限度額超過額	48	—
賞与引当金損算入限度額超過額	19	—
資産除価債務	10	—
その他	27	—
繰延税金資産小計	389	—
評価性引当額	△320	—
繰延税金資産合計	69	—
繰延税金負債	—	—
前払年金費用	—	14
譲受債権減算認識額	—	62
その他有価証券評価差額金	—	124
繰延税金負債合計	—	201
繰延税金負債の純額	—	△132百万円

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	2,419,992	2,396,695
資金運用収益	2,008,349	2,011,591
貸出金利	1,409,074	1,409,866
預け金利息	70,523	61,120
有価証券利息配当金	499,952	506,260
その他の受入利息	28,800	34,344
役務取引等収益	112,404	128,640
受入為替手数料	49,257	50,472
その他の役務収益	63,147	78,168
その他の業務収益	144,755	180,017
国債等債券売却益	117,728	169,426
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	27,026	10,591
その他の経常収益	154,483	76,445
貸倒引当金戻入益	89,291	37,475
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	18,202	15,007
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	46,989	23,962
経常費用	2,096,303	2,110,663
資金調達費用	37,984	38,661
預給付金繰入額	33,833	35,574
借入金利息	3,305	2,253
その他の支払利息	-	-
845	833	
役務取引等費用	77,883	77,052
支払為替手数料	14,886	15,357
その他の役務費用	62,996	61,694
その他の業務費用	696	969
国債等債券売却損	64	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	631	969
経常費用	1,968,486	1,968,531
人物件費用	1,250,003	1,253,840
人物件費用	672,451	659,947
税	46,031	54,743
その他の経常費用	11,252	25,449
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	-	-
株式等売却損	2,189	3,381
株式等償却	-	14,496
金銭の信託運用損	-	-
その他の資産償却	-	-
その他の経常費用	9,063	7,571
経常利益	323,689	286,032
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
負債のれん発生益	-	-
収用の補償金	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	39,086	-
固定資産処分損失	33,884	-
減損損失	5,202	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	284,602	286,032
法人税、住民税及び事業税	68,711	72,088
過年度法人税等	-	-
法人税等還付税額	-	-
法人税等調整額	△ 1,338	△ 1,951
法人税等合計	67,372	70,136
当期純利益	217,229	215,895
繰越金（当期首残高）	872,129	986,196
目的積立金目的取崩額	-	-
土地再評価差額金取崩額	-	-
当期未処分剰余金	1,089,359	1,202,091

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当りの当期純利益59円92銭
出資1口当たりの当期純利益は、期中平均出資口数を用いて算出しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
当期未処分剰余金	1,089,359	1,202,091
計	1,089,359	1,202,091
剰余金処分額	103,163	103,435
利益準備金	50,000	50,000
出資に対する配当金	53,163	53,435
普通出資配当金	(年3.0%) 53,163	(年3.0%) 53,435
経営強化積立金	-	-
繰越金（当期末残高）	986,196	1,098,656

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
経 常 収 益	2,728,918	2,681,191	2,447,590	2,419,992	2,396,695
経 常 利 益	511,734	428,276	297,404	323,689	286,032
当 期 純 利 益	333,511	300,208	225,053	217,229	215,895
預 金 積 金 残 高	152,396,830	153,373,287	154,823,404	156,111,378	158,034,065
貸 出 金 残 高	75,462,594	76,059,369	78,275,495	79,571,767	82,586,001
有 価 証 券 残 高	40,226,165	37,291,439	36,413,569	36,654,889	34,942,737
総 資 産 額	168,814,619	170,721,446	173,577,080	175,273,145	176,021,537
純 資 産 額	11,263,342	11,243,852	11,177,032	11,547,074	10,783,413
自己資本比率(単体)	10.44%	10.04%	10.03%	10.01%	10.00%
出 資 総 額	3,521,956	3,492,514	3,483,508	3,495,151	3,488,360
出 資 総 口 数 (口)	5,343,912	5,285,028	5,267,017	5,290,303	5,276,720
出資に対する配当金	54,219	53,720	53,286	53,163	53,435
職 員 数 (人)	181	179	176	174	176

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。
2. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 自己資本比率(単体)については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則附則第2条第2項の規定により記載しております。

■ 粗利益

(単位:千円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度
資 金 運 用 収 益	2,008,349	2,011,591
資 金 調 達 費 用	37,984	38,661
資 金 運 用 収 支	1,970,365	1,972,930
役 務 取 引 等 収 益	112,404	128,640
役 務 取 引 等 費 用	77,883	77,052
役 務 取 引 等 収 支	34,520	51,588
そ の 他 業 務 収 益	144,755	180,017
そ の 他 業 務 費 用	696	969
そ の 他 業 務 収 支	144,058	179,048
業 務 粗 利 益	2,148,945	2,203,567
業 務 粗 利 益 率	1.28%	1.31%

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 業務純益

(単位:千円)

項 目	平成 30 年度末	令和元年度末
業 務 純 益	200,805	260,260

■ 経費の内訳

(単位:千円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度
人 件 費	1,250,003	1,253,840
報 酬 給 与 手 当	1,009,766	1,013,169
退 職 給 付 費 用	86,986	84,278
そ の 他	153,250	156,392
物 件 費	672,451	659,947
事 務 費	251,454	258,353
固 定 資 産 費	157,643	151,568
事 業 費	79,144	64,976
人 事 厚 生 費	19,078	18,173
減 価 償 却 費	113,733	116,659
そ の 他	51,396	50,216
税 金	46,031	54,743
経 費 合 計	1,968,486	1,968,531

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
役 務 取 引 等 収 益	112,404	128,640
受 入 為 替 手 数 料	49,257	50,472
そ の 他 の 役 務 収 益	63,147	78,168
役 務 取 引 等 費 用	77,883	77,052
支 払 為 替 手 数 料	14,886	15,357
そ の 他 の 役 務 費 用	62,996	61,694

(注)千円未満は切り捨てて表示しております。

■ 受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
受 取 利 息 の 増 減	787	3,242
支 払 利 息 の 増 減	△ 11,933	676

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平 均 残 高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	平成30年度	166,680 百万円	2,008,349 千円	1.20 %
	令和元年度	168,012	2,011,591	1.19
う ち 貸 出 金	平成30年度	78,609	1,409,074	1.79
	令和元年度	80,448	1,409,866	1.75
う ち 預 け 金	平成30年度	52,338	70,523	0.13
	令和元年度	51,794	61,120	0.11
う ち 有 価 証 券	平成30年度	34,954	499,952	1.43
	令和元年度	34,696	506,260	1.45
資 金 調 達 勘 定	平成30年度	160,333	37,984	0.02
	令和元年度	161,684	38,661	0.02
う ち 預 金 勘 定	平成30年度	154,164	37,139	0.02
	令和元年度	156,757	37,827	0.02
う ち 譲 渡 性 預 金	平成30年度	—	—	—
	令和元年度	—	—	—
う ち 借 用 金	平成30年度	6,000	—	0.00
	令和元年度	4,760	—	0.00

(注) 1. 単位未満は切り捨てて表示しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高30年度60百万円、元年度85百万円を、それぞれ控除して表示しております。

■ 預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
預 貸 率 (末 残)	50.97	52.25
預 貸 率 (平 残)	50.99	51.32
預 証 率 (末 残)	23.47	22.11
預 証 率 (平 残)	22.67	22.13

■ 職員1人当たり預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平 成 30 年 度 末	令 和 元 年 度
職 員 1 人 当 り 預 金 残 高	897	897
職 員 1 人 当 り 貸 出 金 残 高	457	469

1 店舗当り預金および貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成 30 年度 末	令和元年度 末
1 店 舗 当 り 預 金 残 高	9,756	9,877
1 店 舗 当 り 貸 出 金 残 高	4,973	5,161

総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成 30 年 度	令和元年度 末
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18	0.16
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成 30 年 度	令和元年度 末
資 金 運 用 利 回 (a)	1.20	1.19
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.23	1.22
資 金 利 鞘 (a - b)	△ 0.03	△ 0.03

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成 30 年 度 末	令和元年度 末
国 債 等 債 券 売 却 益	117	169
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	27	10
そ の 他 業 務 収 益 合 計	144	180

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

有価証券・金銭の信託等の取得原価、時価、貸借対照表額および評価損益

(単位:百万円)

項 目	年 度	取得原価	時 価	貸借対照表額	評 価 損 益
有 価 証 券	売 買 目 的 有 価 証 券	平成30年度	—	—	—
		令和元年度	—	—	—
	満 期 保 有 目 的 の 債 券	平成30年度	—	—	—
		令和元年度	—	—	—
	子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	平成30年度	—	—	—
		令和元年度	—	—	—
	そ の 他 有 価 証 券	平成30年度	34,447	36,169	1,721
		令和元年度	34,011	34,457	445
	計	平成30年度	34,447	36,169	1,721
		令和元年度	34,011	34,457	445
金 銭 の 信 託		平成30年度	—	—	—
		令和元年度	—	—	—
デ リ バ テ ィ ブ 等 商 品		平成30年度	—	—	—
		令和元年度	—	—	—

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 「その他有価証券」については、時価評価に換算した上で貸借対照表額としておりますので、評価損益は取得原価と貸借対照表額との差額。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

預金種目別平均残高

(単位:百万円・%)

種 目	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 座 預 金	2,422	1.6	2,136	1.4
普 通 預 金	41,896	27.2	45,092	28.8
通 知 預 金	73	0.0	96	0.0
定 期 預 金	98,046	63.6	98,248	62.7
定 期 積 金	11,512	7.5	10,941	7.0
そ の 他 預 金	213	0.1	242	0.1
合 計	154,164	100.0	156,757	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	135,623	86.9	135,309	85.6
法 人 そ の 他	20,488	13.1	22,724	14.4
一 般 法 人	18,872	12.1	19,549	12.4
金 融 機 関	4	0.0	3	0.0
公 金	1,610	1.0	3,171	2.0
合 計	156,111	100.0	158,034	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

定期積金契約状況

(単位:千円・%)

契約 期間	契 約 額		口 数		残 高			
	平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	構 成 比	令和元年度末	構 成 比
1 年	1,833,011	2,051,711	5,170	5,381	988,157	8.2	1,127,324	10.3
2 年	929,628	1,101,397	1,581	1,795	450,390	3.7	514,996	4.7
3 年	4,668,043	4,707,904	5,659	5,270	2,609,426	21.6	2,512,617	22.9
4 年	622,476	562,045	526	483	332,142	2.8	280,789	2.6
5 年	15,649,475	15,639,831	10,120	9,744	7,696,888	63.7	6,533,680	59.5
合 計	23,702,635	24,062,889	23,056	22,673	12,077,003	100.0	10,969,406	100.0

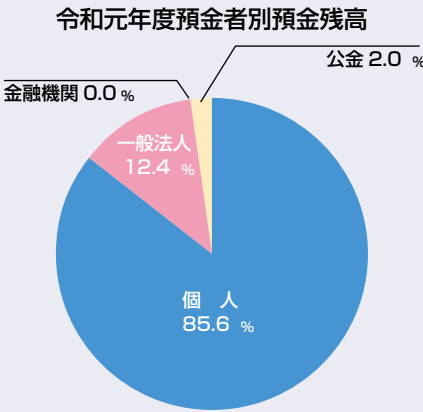
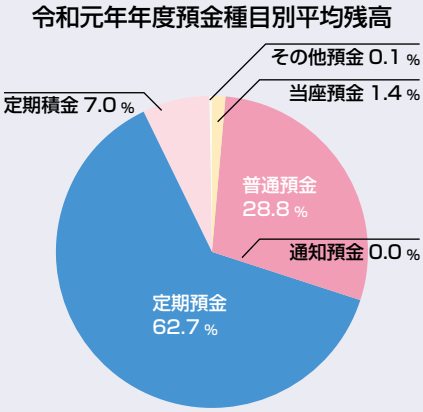
(注) 契約額・残高数値につきましては千円未満は切り捨てて表示しております。

固定・変動定期預金残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
固定金利定期預金	98,361	98.9	97,489	99.1
変動金利定期預金	3	0.0	3	0.0
そ の 他 の 区 分	966	1.1	871	0.9
合 計	99,330	100.0	98,363	100.0

(注) 1. その他区分の商品は期日指定定期預金であります。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。



■ 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割 引 手 形	395	0.5	399	0.5
手 形 貸 付	2,669	3.4	3,108	3.9
証 書 貸 付	75,148	95.6	76,556	95.1
当 座 貸 越	396	0.5	384	0.5
合 計	78,609	100.0	80,448	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円・%)

業 種 別	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
製 造 業	7,038	8.8	7,322	8.8
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業・採 石 業 等	—	—	—	—
建 設 業	2,490	3.1	2,656	3.2
電気、ガス、熱供給、水道業	354	0.4	510	0.6
情 報 通 信 業	22	0.0	40	0.1
運 輸 業・郵 便 業	269	0.4	270	0.3
卸 売・小 売 業	4,175	5.3	4,067	5.0
金 融・保 険 業	16	0.0	10	0.0
不 動 産 業	38,322	48.2	39,870	48.3
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	911	1.1	1,028	1.2
宿 泊 業	—	—	4	0.0
飲 食 業	1,557	2.0	1,832	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	1,245	1.6	1,493	1.8
教 育・学 習 支 援 業	32	0.0	28	0.0
医 療、福 祉	55	0.1	71	0.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,044	2.6	1,951	2.4
そ の 他 の 産 業	190	0.2	25	0.0
小 計	58,720	73.8	61,177	74.1
地 方 公 共 団 体	93	0.1	5	0.0
個人(住宅・消費・納税資金等)	20,758	26.1	21,404	25.9
合 計	79,571	100.0	82,586	100.0

(注) (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 不動産業の内訳(貸出金残高)

(単位:百万円)

業 種 別	平成30年度		令和元年度	
	先 数	金 額	先 数	金 額
取引業(仲介業)	64	3,119	64	3,728
賃 貸 業	335	30,905	342	31,881
建 売 業	22	4,298	21	4,261

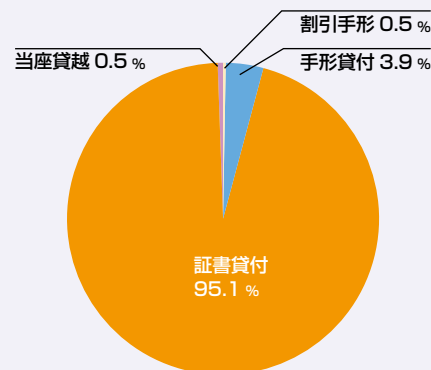
■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円・%)

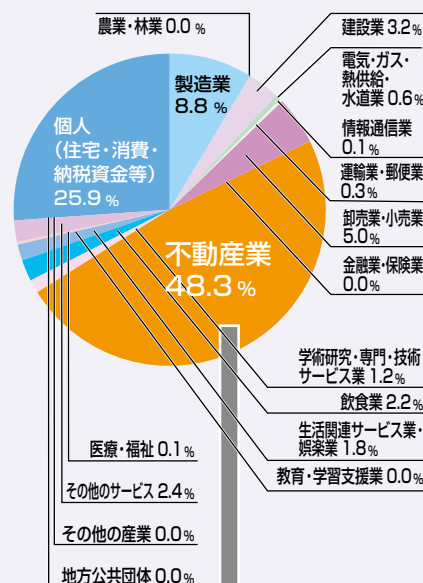
科 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	15,090	19.0	15,132	18.3
設 備 資 金	64,481	81.0	67,453	81.7
合 計	79,571	100.0	82,586	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

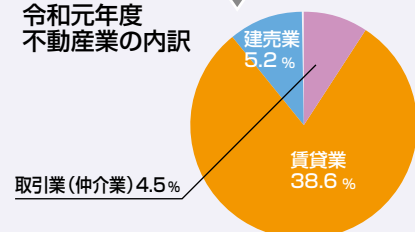
令和元年度貸出金種類別平均残高



令和元年度業種別貸出金残高状況



令和元年度不動産業の内訳



貸出金 ①

■ 固定・変動貸出金残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
固 定 金 利 貸 出 金	11,216	14.1	71,761	86.9
変 動 金 利 貸 出 金	68,355	85.9	10,825	13.1
合 計	79,571	100.0	82,586	100.0

(注) 変動金利貸出金はすべて証書貸付であります。

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
消 費 者 ロ ー ン	752	5.1	794	5.3
住 宅 ロ ー ン	14,058	94.9	14,178	94.7
合 計	14,810	100.0	14,972	100.0

■ 貸出金担保別残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 組 合 預 金 積 金	759	0.9	645	0.8
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	69,451	87.3	73,154	88.6
そ の 他	—	—	—	—
小 計	70,210	88.2	73,799	89.4
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	2,429	3.1	3,007	3.6
保 証	492	0.6	434	0.5
信 用	6,440	8.1	5,344	6.5
合 計	79,571	100.0	82,586	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

■ 債務保証見返額担保残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 組 合 預 金 積 金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	85	75.2	81	92.0
そ の 他	—	—	—	—
小 計	85	75.2	81	92.0
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—	—	—
保 証	0	0.0	0	0.0
信 用	28	24.8	7	8.0
合 計	113	100.0	88	100.0

(注) 1. 百万円単位以下は切り捨てて表示しています。
2. 構成比は小数点第2位以下を切り捨てて表示しています。

■ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	113	88
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日本政策金融公庫(中小企業事業部)	—	—
日本政策金融公庫(国民生活事業部)	0	0
住 宅 金 融 支 援 機 構	156	20
年 金 資 金 運 用 基 金	—	—
雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構	—	—
社 会 福 祉 ・ 医 療 事 業 団	—	—
そ の 他	—	—
合 計	269	108

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円・%)

区 分		平成 30 年度		令和元年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
国	債	1,060	3.0	594	1.7
地 方	債	5,539	15.9	4,916	14.2
社	債	22,305	63.8	22,503	64.9
株	式	568	1.6	593	1.7
外 国 証	券	1,050	3.0	1,400	4.0
そ の 他 の 証	券	4,431	12.7	4,688	13.5
合	計	34,954	100.0	34,696	100.0

(注) 1. 商品有価証券は、当組合では保有しておりません。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	年 度	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以上	合 計
国 債	平成30年度	—	524	—	121	645
	令和元年度	—	516	—	118	635
地 方 債	平成30年度	804	1,845	1,177	1,987	5,815
	令和元年度	101	1,835	1,384	1,112	4,434
短 期 社 債	平成30年度	—	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—	—
社 債	平成30年度	403	8,824	9,718	4,303	23,250
	令和元年度	2,107	9,232	7,224	4,240	22,805
株 式	平成30年度	573	—	—	—	573
	令和元年度	544	—	—	—	544
外 国 証 券	平成30年度	—	100	1,310	—	1,411
	令和元年度	—	601	798	—	1,400
そ の 他 の 証 券	平成30年度	4,958	—	—	—	4,958
	令和元年度	5,122	—	—	—	5,122
合 計	平成30年度	6,740	11,295	12,207	6,412	36,654
	令和元年度	7,876	12,185	9,408	5,472	34,942

(注) 1. 商品有価証券は、当組合では保有しておりません。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度
国 債 ・ そ の 他 公 共 債	—	—

■ 内国為替取扱実績

(単位:件・百万円)

区 分		平成 30 年度		令和元年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	57,935	47,954	60,346	50,558
	他の金融機関から	121,875	49,232	127,516	54,202
代 金 取 立	他の金融機関向け	495	708	504	788
	他の金融機関から	37	172	26	592

(注) 金額につきましては百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成 30 年度		令和元年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一 般 貸 倒 引 当 金	624	△ 76	634	9
個 別 貸 倒 引 当 金	498	△ 53	437	△ 61
貸 倒 引 当 金 合 計	1,122	△ 129	1,071	△ 51

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

リスク管理債権

■ リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円・%)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A
破 綻 先 債 権	30年度	0	0	0	—
	元年度	0	0	0	—
延 滞 債 権	30年度	2,827	2,094	498	91.68
	元年度	2,405	1,774	437	91.93
3ヵ月以上延滞債権	30年度	0	0	0	—
	元年度	0	0	0	—
貸出条件緩和債権	30年度	499	402	36	87.68
	元年度	402	344	23	91.29
合 計	30年度	3,327	2,496	534	91.10
	元年度	2,807	2,118	460	91.84

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法または、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 2.「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建または支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く。)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
- 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

■ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円・%)

区 分	年 度	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	30年度	258	112	146	258	100.00	100.00
	元年度	261	115	145	261	100.00	100.00
危 険 債 権	30年度	2,568	1,981	352	2,334	90.88	60.06
	元年度	2,143	1,658	291	1,949	90.95	60.06
要 管 理 債 権	30年度	499	402	36	438	87.77	37.11
	元年度	402	344	23	368	91.54	39.65
不 良 債 権 計	30年度	3,327	2,496	534	3,031	91.10	64.26
	元年度	2,807	2,118	460	2,579	91.88	66.76
正 常 債 権	30年度	76,421					
	元年度	79,924					
合 計	30年度	79,748					
	元年度	82,732					

- (注) 1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 5.「担保・保証等(B)」は、金融再生法開示債権における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 7.金額は決算後(償却後)の計数です。

自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円・%)

項 目	平成30年度		令和元度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	9,417,649		9,573,318	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,495,151		3,488,360	
うち、利益剰余金の額	5,975,662		6,138,394	
うち、外部流出予定額(△)	53,163		53,435	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	624,303		634,061	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	624,303		634,061	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	263,219		210,575	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,305,172		10,417,955	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23,878	-	28,682	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23,878	-	28,682	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	35,874	-	37,562	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	59,752		66,244	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,245,420		10,351,711	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	98,469,420		99,644,093	
資産(オン・バランス)項目	98,371,439		99,527,592	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス等取引項目	96,467		116,485	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,503		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	9		15	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,794,400		3,825,712	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	102,263,820		103,469,805	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.01%		10.00%	

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁公示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 大口と信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額)(単位:千円)

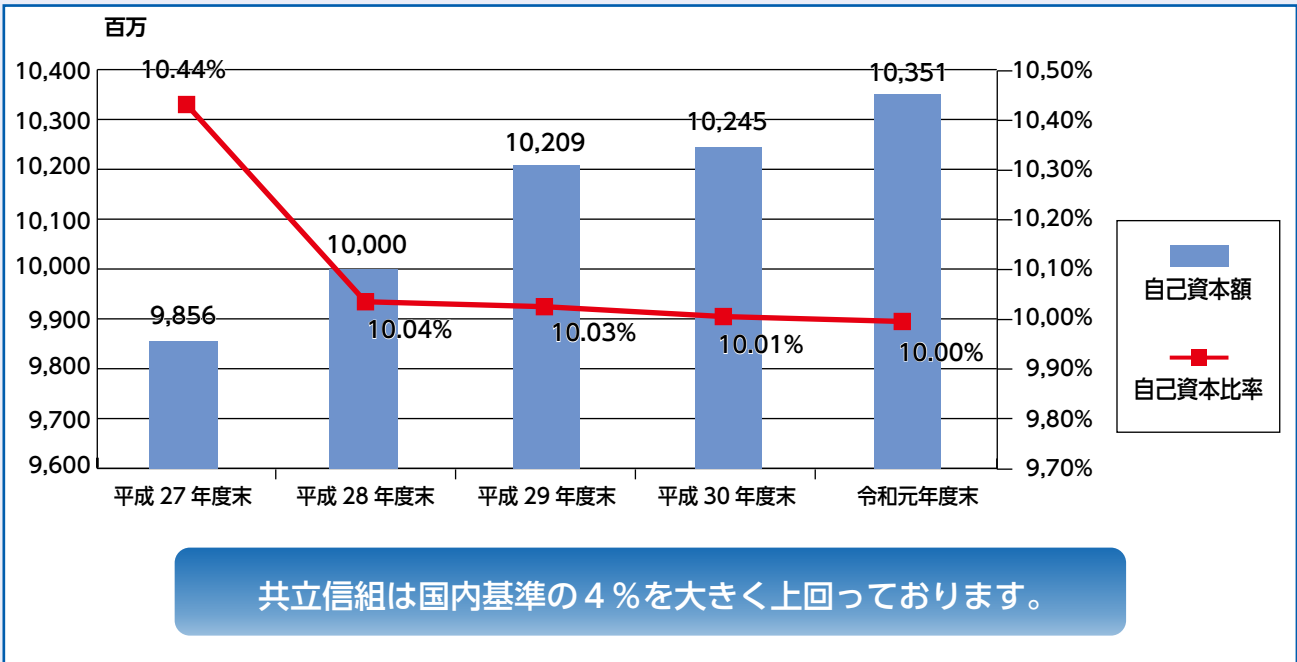
3. 信用リスクに関する記載:(標準的手法採用組合等=1、基礎的内部格付手法採用組合等=2、先進的内部格付手法採用組合等=3)

4. オペレーショナル・リスクに関する記載:(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

10,351,711
1
1

自己資本およびリスク状況について ①

■ 自己資本額と自己資本比率の推移



1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、地域の皆様からお預かりしている普通出資金と当組合が積み立てております各積立金、及び優先出資を消却したことにより振替られたその他出資金により構成されています。

■ 自己資本調達手段の概要

(単位:百万円)

発 行 主 体	共 立 信 用 組 合	共 立 信 用 組 合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資	その他の出資
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ た 額	1,788	1,700
配 当 率	3.00%	—
償 還 期 限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、令和元年度の自己資本比率は10.00%と経営の健全性を保持しております。
 なお、積立金取崩による優先出資の消却を平成21年9月に行いのその他の出資金に振替えております。令和2年度は事業計画における収支の達成により、さらなる自己資本の充実を図ってまいります。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	98,469	3,938	99,644	3,985
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	98,467	3,938	99,644	3,985
(Ⅰ) ソブリン向け	592	23	570	22
(Ⅱ) 金融機関向け	9,734	389	9,752	390
(Ⅲ) 法人向け	47,012	1,880	48,818	1,952
(Ⅳ) 中小企業等・個人向け	11,395	455	11,317	452
(Ⅴ) 抵当権付住宅ローン	3,511	140	3,294	131
(Ⅵ) 不動産取得等事業向け	14,953	598	15,302	612
(Ⅶ) 三ヶ月以上延滞等	12	0	14	0
(Ⅷ) 出資金	3,740	149	4,147	165
出資等のエクスポージャー	3,740	149	4,147	165
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(Ⅸ) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	251	10	—	—
(Ⅹ) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,182	47	1,158	46
(Ⅸ) その他	6,082	243	5,267	210
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によるリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,503	60	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	9	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク	3,794	151	3,825	153
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	102,263	4,090	103,469	4,138

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. エクスポージャーとはリスクにさらされている資産で貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
 3. 所要自己資本額はリスクアセット額の4%です。
 4. その他とは、(Ⅰ)～(Ⅶ)に区分されないエクスポージャーです。具体的には全国信用組合連合会出資金、株式、その他資産が含まれます。
 5. オペレーショナル・リスク(基礎的手法) $\frac{\text{粗利益(直近3年間の内、正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

3.信用リスクに関する事項

イ.信用リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少或いは消滅することによって損失を被るリスクをいいます。

信用リスクを管理することは組合資産の健全性を確保するうえで重要なものである、との認識のもと、当組合は与信業務を行なう際の基本的な判断指針・理念・規範等につき明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、リスクの把握と最善の対策を講ずることで、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定の実施による債務者区分、債権分類を始めとして、業種別・債務者別の与信集中状況に関するポートフォリオ管理、大口与信先に対する定期的現況把握など、様々な角度からの分析を継続しております。

以上一連の信用リスク管理の状況及び一定額を超える残高となる特定の融資案件等については融資部が主管部となり、各部構成員を加えた融資委員会で協議検討を行ない、更に常勤理事会に報告・諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」に基づき査定・分類された債務者区分毎の債権額或いは不保全額に対し、「償却・引当基準」に定める貸倒実績率算定手法に基づいた予想損失率を乗じて、一般貸倒引当金（正常先・要注意先・要管理先の各債権額総体に対するもの）・個別貸倒引当金（破綻懸念先は不保全部分に相当する第Ⅲ分類額に対するもの）。

なお実質破綻先・破綻先については不保全額となる第Ⅲ・Ⅳ分類額と同額の繰入を実施しております。）に仕分けて繰入額を算出しております。なお、貸倒引当金繰入額算出過程と算定結果については必ず監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.リスクウエイトの判定に使用する適格格付機関名

リスクウエイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。

- ①スタンダード&プアーズ ②ムーディーズ・ジャパン ③日本格付研究所 ④格付投資情報センター

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間）（単位:百万円）

業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス		債 券		デリバティブ取引			
				30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度		
国	内	112,564	114,564	83,970	87,350	28,594	27,214			81	80
国	外	14,697	2,090	697	697	14,000	1,393			-	-
地 域 別 合 計		114,663	116,656	84,668	88,048	29,995	28,608			81	80
製 造 業		9,421	10,658	7,110	7,385	2,311	3,273			-	-
農 業 、 林 業		0	0	0	0	-	-			-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-			-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-			-	-
建 設 業		2,612	3,047	2,512	2,658	100	389			8	-
電気・ガス・熱供給・水道業		1,557	1,713	354	510	1,203	1,203			-	-
情 報 通 信 業		1,127	1,133	23	40	1,104	1,093			-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業		2,584	2,073	269	271	2,315	1,802			-	-
卸 売 ・ 小 売 業		6,787	7,079	4,178	4,070	2,609	3,009			-	-
金 融 ・ 保 険 業		5,312	4,398	500	494	4,812	3,904			-	-
不 動 産 業		47,022	48,964	41,109	43,058	5,913	5,906			3	-
物 品 賃 貸 業		-	-	-	-	-	-			-	-
学術研究、専門・技術サービス業		911	1,029	911	1,029	-	-			12	-
宿 泊 代 業		-	-	-	-	-	-			-	-
飲 食 業		1,559	1,833	1,559	1,833	-	-			-	-
生活関連サービス業、娯楽業		1,246	1,494	1,246	1,494	-	-			-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業		32	28	32	28	-	-			-	-
医 療 ・ 福 祉		55	71	55	71	-	-			-	-
その他のサービス		2,549	2,454	2,048	1,953	501	501			-	-
そ の 他 の 産 業		-	-	-	-	-	-			-	-
国 ・ 地 公 体 等		9,892	8,203	768	689	9,124	7,514			-	-
個 人		20,889	21,511	20,889	21,511	-	-			58	80
そ の 他		1,102	848	1,102	848	-	-			-	-
業 種 別 合 計		114,663	116,656	84,668	88,048	29,995	28,608			81	80
1 年 以 下		5,545	7,110	4,341	4,904	1,204	2,206				
1 年 超 3 年 以 下		5,351	5,587	1,639	1,793	3,712	3,794				
3 年 超 5 年 以 下		10,309	11,490	3,596	3,294	6,713	8,196				
5 年 超 7 年 以 下		10,592	9,611	3,675	3,904	6,917	5,707				
7 年 超 1 0 年 以 下		12,437	10,620	7,419	7,214	5,018	3,406				
1 0 年 超		65,241	66,682	58,812	61,386	6,429	5,296				
期間の定めのないもの		5,186	5,553	5,186	5,553	-	-				
残 存 期 間 別 合 計		114,663	116,656	84,668	88,048	29,995	28,608				

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計です。

3. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーであります。

4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び日銀業種分類に基づく業種区分に分類することが困難なエクスポージャーであります。

5. 上記の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び期間に分類することが困難なエクスポージャーであります。

6. 事業性資金は各業種にて計上、それ以外の住宅資金等は個人に計上する形式を採っております。

7. 令和元年度 不動産業の内訳（貸出金・未収利息等総与信残高）
取引業（取引業） 64先 3,731百万円、賃貸業 342先 31,899百万円、建売業 21先 4,264百万円

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当 期	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			増 加 額	目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成30年度	700	624	0	700	624
	令和元年度	624	634	0	624	634
個 別 貸 倒 引 当 金	平成30年度	552	498	40	511	498
	令和元年度	498	437	14	484	437
合 計	平成30年度	1,252	1,122	40	1,212	1,122
	令和元年度	1,122	1,071	14	1,108	1,071

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

業 種 区 分	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 倒 金 償 却	
	期 首 残 高		当期増加額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目 的 使 用		そ の 他					
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
(国 内)	552	498	498	437	40	14	512	484	498	437	-	-
(国 外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(地 域 別 合 計)	552	498	498	437	40	14	512	484	498	437	-	-
製 造 業	73	82	82	65	-	-	73	82	82	65	-	-
農 業 、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業 ・ 採 石 業 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	22	20	20	12	-	7	22	5	20	20	-	-
電気・ガス・熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	0	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	58	31	31	23	12	-	58	24	31	30	-	-
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	230	221	221	197	-	-	230	197	221	221	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2	0	-	-	-	-	2	-	0	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	12	9	9	10	-	-	12	11	9	8	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	18	7	6	10	18	7	18	0	7	10	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 ・ 地 公 体 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	132	126	126	116	8	-	132	126	126	116	-	-
業 種 別 合 計	552	498	498	437	40	14	512	484	498	437	-	-

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	9,024	—	7,144
10%	—	4,232	—	4,613
20%	7,793	43,984	12,304	43,713
35%	—	10,074	—	9,447
50%	8,635	141	6,398	134
75%	—	15,754	—	15,537
100%	1,906	66,188	762	69,286
150%	—	0	—	0
250%	—	340	—	227
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	18,335	149,740	19,465	150,105

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 格付は適格格付期間が関与しているものに限ります。
3. エクスポージャーは信用リスク削減手法後のリスク・ウエイトに区分しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金積金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識しております。

従って融資の取り上げ姿勢においては、担保または保証に過度に依存しないことを第一義としております。但し与信審査の結果、担保或いは保証が必要となる場合には、お客様に対し十分な説明を行い、ご理解を頂戴した上でご契約を頂くなど、適切な取り扱いに努めております。

当組合が取り扱う担保には自組合預金・積金、不動産、有価証券等、同じく保証には人的保証、信用保証協会保証、民間会社保証等があり、何れもその手続については当組合が定める「貸付規程」「担保受入規程」等の事務手続書に基づき、適切な事務取り扱い及び適正な評価を行なっております。

また割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証等与信取引において、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲にて預金相殺を行なう場合があります。この際は、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める各種約定書及び上記事務手続書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当を致します。

なお、信用リスク削減手法のうち、当組合において適格担保として控除しているものは、「自組合正式担保預金・積金」のみとなることから、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中という問題は生じておりません。

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,614	1,111				

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(源資産)の価値に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当組合では、直接、為替先物予約や債券先物取引等は行っておりませんが、余資運用規程に定める投資信託を保有しております。よって当該商品の運用対象として「派生商品取引」が内包されており、その運用状況は余資運用規程に基づき定期的に内容を検証しております。

また当組合では、「長期決済期間取引」に該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は該当がありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは業務運営上可能な限り回避すべきリスクであります。当組合では「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク管理の区分を定め「オペレーショナル・リスク管理方針」「オペレーショナル・リスク管理規程」を整備し、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。特に、事務リスクについては本部・営業店が一体となり、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であると認識し、業務水準の向上と不正事故の防止に努めております。また、苦情相談窓口における苦情に対する適切な処理、個人情報保護体制や説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。なお、リスク管理体制については「オペレーショナル・リスク管理委員会」で協議・検討するとともに、必要に応じてリスク管理常勤理事会に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資または株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要

当組合は「余資運用規程」、「余資資金取扱要領」に基づいた適正な運用管理を実施し、毎月の定期的牽制により適切なリスク管理に努めており、適宜に常勤理事会に報告する態勢となっております。当組合では全国信用協同組合連合会、(株)商工組合中央金庫、信組情報サービス(株)を業務上保有しております。

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	取得原価		貸借対照表計上額		評価差損	
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度
上場株式等エクスポージャー	3,243	4,126	3,728	3,886	484	△ 239
それ以外のエクスポージャー	485	485	485	485	—	—
計	3,729	4,612	4,214	4,372	484	△ 239

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度
売却益	39	15
売却損	2	3
償却	—	14

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は該当がありません。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は該当がありません。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	1,821	1,305		0
2	下方パラレルシフト	0	0		809
3	ス テ ィ ー プ 化				
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	1,821	1,305		809
		ホ		ヘ	
		平成30年度		令和元年度	
8	自 己 資 本 の 額	10,245		10,351	

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

2.「銀行勘定における金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号

(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。また、ΔNIIについては開示初年度にあたる令和元年度末のみを開示しております。

3.開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスクに関する事項は以下の通りとなります。

※ΔEVEとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

※ΔNIIとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。なお、金利がマイナス値となる場合は0%に補正しております。

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定の平均満期は5年となっております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

(4) 固定金利貸出の期限前償還及び定期性預金の期限前解約は金融庁が定める保守的な前提を用いております。

(5) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正の値を合算しております。

(6) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮しておりません。

(7) 内部モデルは使用しておりません。

(8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

地域貢献に関する情報開示(平成31年4月～令和2年3月)

令和2年3月末

当組合は、地域の皆様のご預金を地域の皆様にご融資し、共に地域の発展を目指しています。

■ 融資の内容

融 資 総 額	82,732百万円
制 度 融 資	3,007百万円



■ 取引先支援

- ・新たなビジネスパートナー発見の為のビジネス交流会を年1回開催しております。
- ・各種支援セミナーの開催。
- ・中小企業診断士同行相談等を含む経営改善支援の実施。

■ 利用者の利便性

〈ATMのご利用〉

- ・振り込み詐欺防止のための喚起画面を表示しております。
- ・暗証番号の変更ができます。
- ・1日出金限度額の設定変更ができます。
- ・第二地銀、信金、信組、労金、ゆうちょ銀行との相互入金業務を取り扱っております。
- ・全台、視覚障がい者対応機種となっております。

〈2019 しんくみ 食のビジネスマッチング展 一食の商談会 ならびに物産展 開催〉(令和元年10月30日)

【主催:全国信用協同組合連合会、全国信用組合中央協会、東京都信用組合協会、協賛:全国64信用組合】

食の商談会

全国の信用組合取引先123社が出展され、こだわりの商品を紹介。約840人のバイヤーが訪れ、大変好評をいただきました。

食の物産展

全国から95社が出展され、自慢の品々を販売。4,800人を超える来場者がお買い物を楽しまれ、大変賑わいました。出展いただいた当組合取引先をはじめ、中小企業の皆様の期待に応え、新たな商機獲得につなげることができました。

〈〈スタートアップアワード TOKYO OTA〉において「共立信用組合心のふれあい賞」贈呈〉(令和2年1月30日)

当組合は平成25年より大田区のビジネスプラン等に「共立信用組合心のふれあい賞」を贈呈しており、今年はビジネスプランのブラッシュアップとプロトタイプ開発をサポートする事業〈スタートアップアワード TOKYO OTA〉において「日本のものづくりを応援したい!零戦風機〜翼プロジェクト〜大田区篇」が受賞しました。

■ 地域行事への参加

〈地域商店街〉

- ・新年会等、イベントへの参加、店舗内ホールの提供

〈町内会〉

- ・節分祭等、イベントへの参加、まちづくり協議会に出席

〈諸団体、地元有志〉

- ・おおたオープンファクトリーにボランティアとして参加
- ・地元商工会議所イベントへの参加
- ・地域同業団体イベントへの参加

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

（中小企業の経営支援に関する取組方針）

当組合は中小企業の経営支援に関してライフステージに応じた経営支援を積極的に取り組み地域の発展に貢献してまいります。また、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的に自己評価を行う事により、中小企業のニーズ・課題を把握し、外部専門機関等との連携による経営支援に取り組んでまいります。

（中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況）

当組合は、各営業店あるいは融資部を窓口として中小企業の経営を支援する態勢を整備しております。当組合は、平成25年2月1日に「経営革新等認定支援機関*1」として国から認定され、平成27年6月16日に「日本政策金融公庫」と業務連携を行い、平成29年1月23日には「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク*2」に加盟し、態勢整備を図っております。また「東京企業力強化連携会議（通称：元気・東京ネットワーク）」や「とうきょうビジネス創造連携プラットフォーム」に参加して経営支援等を通じて、地域内の経済活性化に寄与する態勢も整えました。

*1「経営革新等認定支援機関」

経営課題が多様化・複雑化する中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うとして国から認定された機関

*2「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク」

大田区内の事業者の経営課題や問題等を解決するために地域の支援機関が連携してサポートするネットワーク大田区、大田区産業振興課、東京商工会議所大田支部、東京大田中小企業診断士、東京都行政書士会大田支部、日本政策金融公庫大森支店、日本サードセクター経営者協会、当組合

（目利き能力の向上及び経営・資金サポートに向けた人材育成）

当組合は、年間スケジュールに基づく人材教育の推進と目利き能力等の向上を目指した、関連部署によるOJT、勉強会、外部講習等によって育成を図っております。

- ・ 東京都信用組合協会主催 19講座 受講者総数64名
- ・ 全国信用組合中央協会主催 3講座 受講者総数 9名
- ・ 融資部主催 令和元年7月24日、9月11日、11月7日、11月13日、12月12日、令和2年3月13日、
計6回実施

（ガバナンスの強化）

当組合は、多くの組合員の意見を経営に反映し、組織の活性化を図るために組合員の中から「評議員」総勢120名の方を選出させて頂いております。令和元年6月27日評議員68名参加のもと、第14回評議員会を開催し、活発な意見交換の場を設けることができました。

ライフステージに応じた取組状況

創業期

創業・新規事業開拓の支援

当組合は、単独で創業等に関する支援を行うほか、必要に応じて日本政策金融公庫をはじめとする外部機関等と連携する態勢を整備しております。

- 令和元年度の創業・新規事業支援融資実施は以下の通りです。

当組合が関与した創業、第二創業の件数	創業件数(単位:件)	29
	第二創業件数 (単位:件)	0

創業支援先数	①創業計画の策定支援	0	④政府系金融機関や創業支援機関の紹介	0
	②創業期の取引先への融資 (プロパー)	16	⑤ベンチャー企業への助成金・融資・投資	0
	③創業期の取引先への融資 (信用保証付き)	13		

創業時の資金相談会

公益財団法人大田区産業振興協会との共催による「創業時の資金相談会」を令和元年12月4日に開催して12名の創業を検討している方が参加され、5名の創業希望者より資金相談を受けました。

成長期・安定期

成長段階における支援

ビジネスマッチングによる販路拡大のための支援のほか、事業拡大のための資金需要等については、事業実態、事業価値を把握したうえで、お申込の理由、効果を勘案して、資力の確認に基づく償還見通しがある場合には、信用貸付による融資取組みを検討させて頂いており、経営上の問題点課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案等の支援をしております。また必要に応じて外部機関と連携して支援しております。

- 令和元年度の経営改善提案・提言取組件数は以下の通りです。

経営改善提案・提言取組件数	18
---------------	----

(経営改善提案・提言取組事例)

1. 経営上の問題点の要約	業況悪化により他行条件変更が続いている先からの相談事例。
2. 改善提案・支援内容の要約	現状に見合った返済計画を策定した後、当組合にて肩代りを行い資金繰りが改善された。

地域密着型金融について ③

- 令和元年度の外部専門機関等活用して本業支援を実施した件数は以下の通りです。

外部専門機関等を活用して本業支援を行った取引先数	17
--------------------------	----

中小企業のためのワンストップ融資相談会【大田】

東京商工会議所主催（当組合、日本政策金融公庫、東京信用保証協会共催）による「中小企業のためのワンストップ融資相談会【大田】」を令和元年10月18日に開催して当組合は6社の融資相談を受け2社に対して融資を取り組みいたしました。

ビジネスマッチング

令和元年10月30日、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、東京都信用組合協会共催による「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展～食の商談会ならびに物産展～」に当組合の取引企業2社が商談会へ5社が物産展に参加、出店して頂きました。

低迷期・再生期

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生・業種転換等の支援について、当組合は主に中小企業の代表者と入念にヒアリングを行ったうえで事業に関する問題点を共有し、解決に向けた経営改善計画書作成のお手伝いをさせていただいております。また、その後の事業等に関するモニタリングを行うなかで事業再生や事業転換等の支援が生じた場合には、当組合だけでなく、必要に応じて税理士、弁護士等の外部機関等の知見を活用して支援しております。

金融円滑化法終了後の対応について

金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、引続き『地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨とした、きめ細かな金融等のサービスを通じて、地域中小企業の経済力の向上並びに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献する』との経営理念に照らし、当組合から融資を受けていらっしゃる中小企業者の皆様、住宅資金融資をご利用されている皆様において、お支払い頂いているご返済が困難になっている、または困難になりつつある場合に、皆様からのご返済条件の変更申込、相談等を受ける窓口を各店舗及び本部に設け、真摯に且つ速やかに全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

- 貸付条件の変更等の申込対応件数は以下の通りです。

貸付条件の変更等の申込対応（平成21年12月4日～令和元年3月31日）					（単位：件）
	申込	実行	謝絶	審査中	取下げ
債務者が中小企業者の場合	2,933	2,644	112	25	152
債務者が住宅資金借入者の場合	328	275	23	2	28

ご返済等に関するご相談窓口

お問い合わせ場所	共立信用組合 各お取引店舗の『ご返済等に関する相談窓口』あるいは本部融資部
受付日	当組合の営業日
受付時間	午前9時から午後5時

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

● 令和元年度の「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況は以下の通りです。

	令和元年3月期	平成31年3月期
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	412	436
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	19.78%	20.55%
保証契約を解除した件数	5	14
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0	0

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	法人運転資金申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込法人は十分なキャッシュフローを有しており、無担保かつ経営者保証を求めず新規与信した。

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	工場附属建物建替え資金の融資申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込法人は十分なキャッシュフローを有しており、経営者保証を求めず新規与信した。



ホームページをリニューアルしました。是非ご覧になってください。
www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/



上記QRコードより当組合ホームページへ直接アクセスできます。

報酬体系について

1.対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する支払総額

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	66	70
監 事	11	17
合 計	78	87

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は理事8名、監事1名です。

注3. 使用人兼務役員5名分の使用人分の報酬は36百万円です。

注4. 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

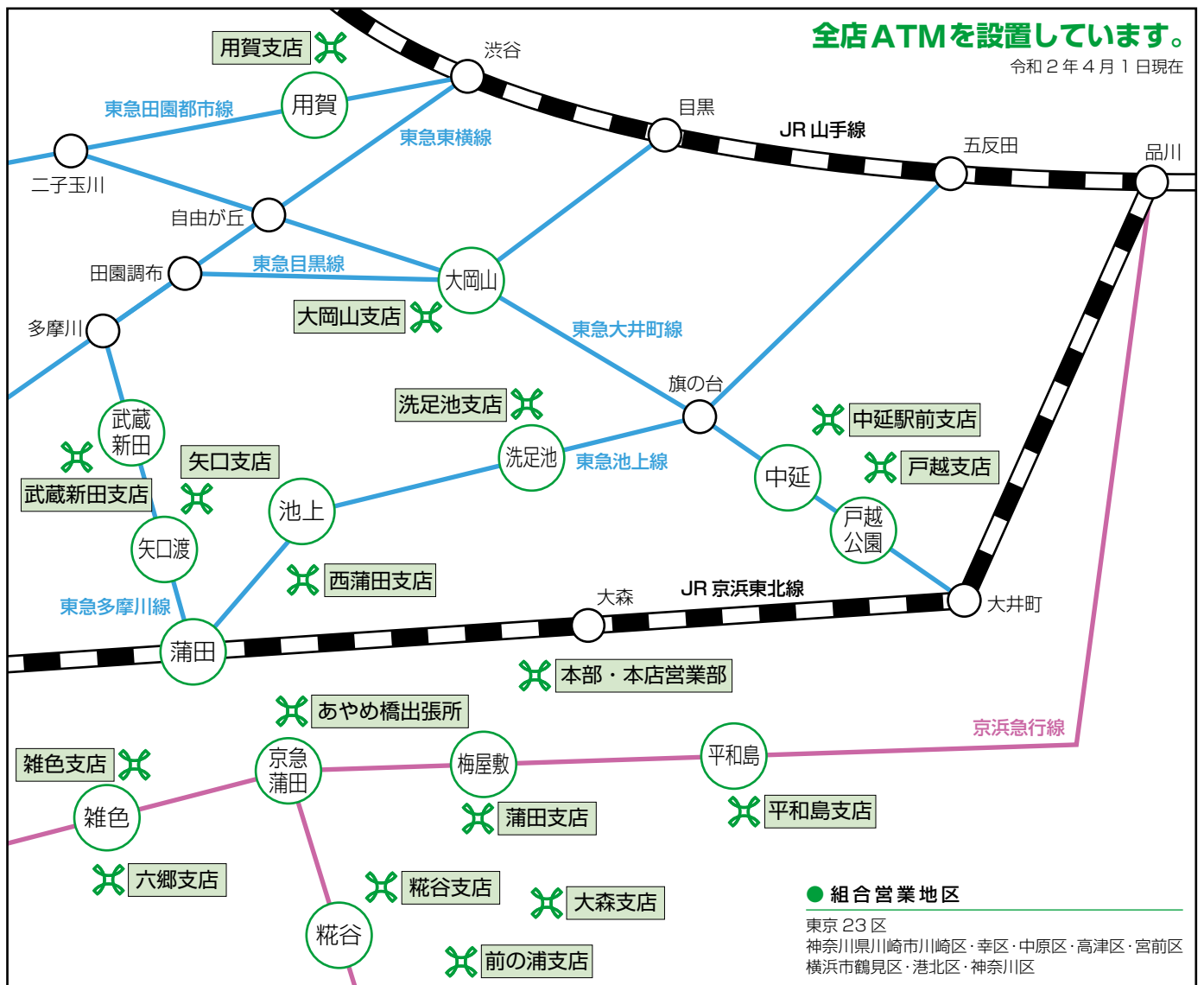
なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



店 名	郵便番号	住 所	電 話	ATM 設置状況
本 店 営 業 部	143-0015	東京都 大田区 大森西 1-7-2	03-3762-7771	ATM 2 台
矢 口 支 店	146-0095	東京都 大田区 多摩川 1-9-11	03-3759-6206	ATM 1 台
糀 谷 支 店	144-0034	東京都 大田区 西糀谷 3-7-1	03-3741-4191	ATM 2 台
洗 足 池 支 店	145-0065	東京都 大田区 東雪谷 1-1-4	03-3720-2131	ATM 1 台
大 岡 山 支 店	145-0062	東京都 大田区 北千束 3-28-16	03-3726-0151	ATM 1 台
中 延 駅 前 支 店	142-0052	東京都 品川区 東中延 2-10-12	03-3783-6481	ATM 1 台
用 賀 支 店	158-0097	東京都 世田谷区 用賀 3-14-3	03-3700-1777	ATM 1 台
六 郷 支 店	144-0046	東京都 大田区 東六郷 2-8-22	03-3736-2201	ATM 1 台
蒲 田 支 店	144-0031	東京都 大田区 東蒲田 1-2-7	03-3733-4514	ATM 1 台
武 蔵 新 田 支 店	146-0093	東京都 大田区 矢口 1-16-16	03-3756-2811	ATM 1 台
戸 越 支 店	142-0041	東京都 品川区 戸越 5-4-3	03-3783-8211	ATM 1 台
西 蒲 田 支 店	144-0051	東京都 大田区 西蒲田 2-11-8	03-3754-4611	ATM 1 台
雑 色 支 店	144-0055	東京都 大田区 仲六郷 1-29-5	03-3732-5611	ATM 1 台
大 森 支 店	143-0012	東京都 大田区 大森東 4-19-6	03-3763-0271	ATM 2 台
平 和 島 支 店	143-0016	東京都 大田区 大森北 6-28-1	03-3765-8211	ATM 3 台
前 の 浦 支 店	143-0013	東京都 大田区 大森南 3-29-13	03-3741-7011	ATM 1 台
あやめ橋出張所	144-0052	東京都 大田区 蒲田 1-18-6	—	ATM 1 台

ATMは土・日・祝日も稼働しています。

役員一覧・組織図

役員一覧

令和2年4月1日現在

代表理事会長

車田 和男

代表理事理事長

田中 教夫

代表専務理事

菱谷 勝

常務理事

鈴木 孝一

常勤理事

矢向 尚久

常勤理事

平山 幸一

常勤理事

浦沼 弘次

常勤理事

渡辺 哲也

常勤監事

萩原 利晴

理事（非常勤）

小田川 幸生（※）

理事（非常勤）

石井 良成（※）

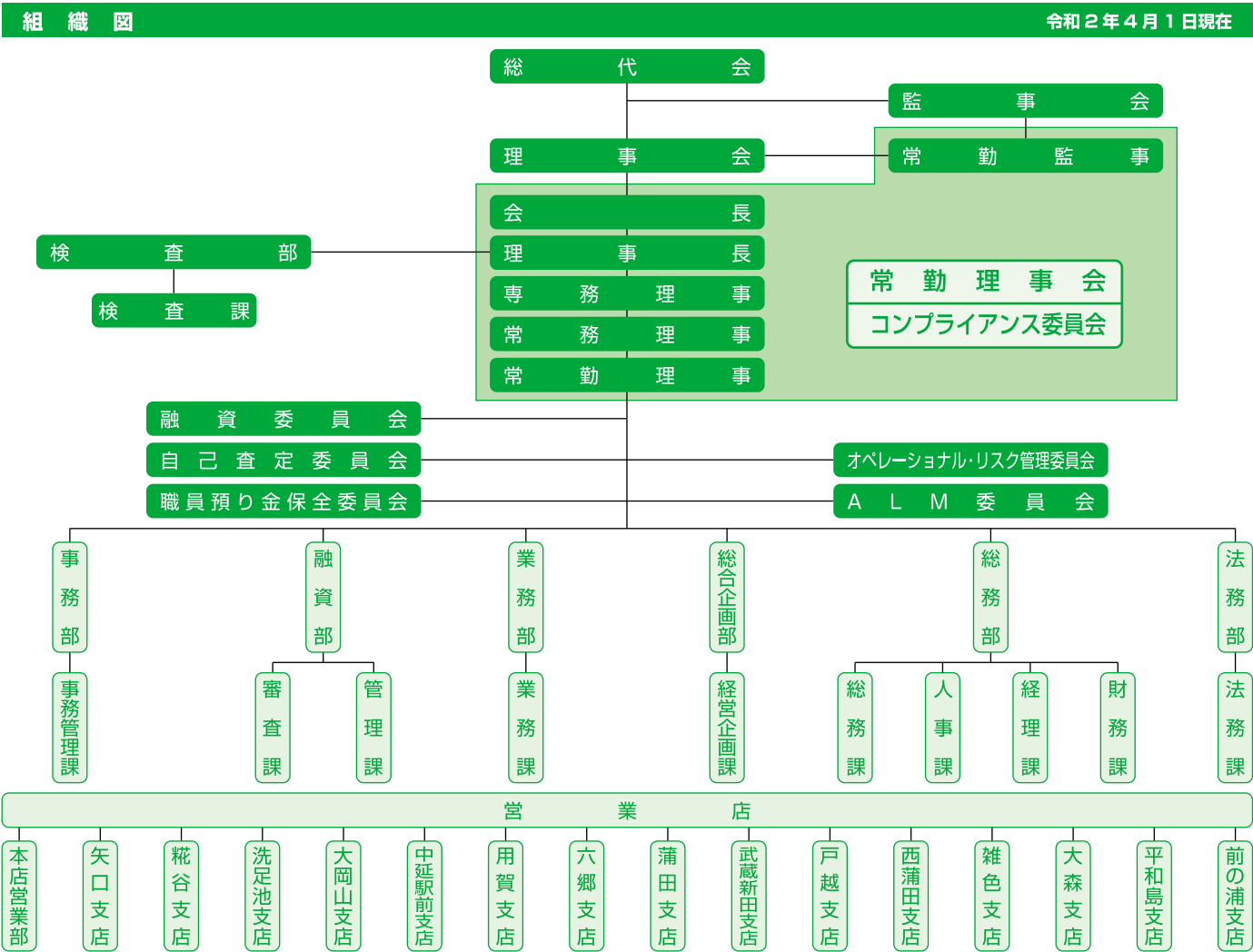
監事（非常勤）

松下 素久

員外監事（非常勤）

岡林 知幸

○当組合は、職員出身者以外の理事2名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



＊印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」・☆印は「金融再生法」に基づく法定開示項目です。

■ごあいさつ..... 2

【概況・組織】

1. 事業方針(経営理念・方針・環境).....	3
2. 事業の組織*.....	44
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*.....	44
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*.....	43
5. 自動機器設置状況.....	43
6. 地区一覧.....	43
7. 組合員数.....	4
8. 子会社の状況.....	該当ナシ

【主要事業内容】

9. 主要な事業の内容*.....	15,16
-------------------	-------

【業務に関する事項】

10. 事業の概況*.....	4
11. 経常収益*.....	21
12. 業務純益.....	21
13. 経常利益(損失)*.....	21
14. 当期純利益(損失)*.....	21
15. 出資総額、出資総口数*.....	21
16. 純資産額*.....	21
17. 総資産額*.....	21
18. 預金積金残高*.....	21
19. 貸出金残高*.....	21
20. 有価証券残高*.....	21
21. 単体自己資本比率*.....	21
22. 出資配当金*.....	21
23. 職員数*.....	21

【主要業務に関する指標】

24. 業務粗利益および業務粗利益率*.....	21
25. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支*.....	21
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*.....	22,23
27. 受取利息、支払利息の増減*.....	22
28. 役員取引の状況.....	22
29. その他業務収益の内訳.....	23
30. 経費の内訳.....	21
31. 総資産経常利益率*.....	23
32. 総資産当期純利益率*.....	23

【預金に関する指標】

33. 預金種目別平均残高*.....	24
34. 預金者別預金残高.....	24
35. 財形貯蓄残高.....	24
36. 職員1人当り預金残高.....	22
37. 1店舗当り預金残高.....	23
38. 定期積金契約状況.....	24
39. 固定・変動定期預金残高*.....	24

【自己資本およびリスク状況について】

40. 定性面について*	
1. 自己資本調達手段の概要.....	30
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要.....	31
3. 信用リスクに関する事項.....	32,33,34
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	34
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要.....	35
6. 証券化エクスポージャーに関する事項.....	35
7. オペレーショナル・リスクに関する事項.....	35
8. 銀行勘定における出資または株式等エクスポージャーに 関するリスク管理方針および手続の概要.....	35
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項.....	36

41. 定量面について*

1. 自己資本の充実度に関する事項.....	31
2. 信用リスクに関する事項.....	32,33
3. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー.....	34
4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要.....	35
5. 証券化エクスポージャーに関する事項.....	35
6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項.....	35
7. 銀行勘定における金利リスクに関する事項.....	36

【貸出金等に関する指標】

42. 貸出金種類別平均残高*.....	25
43. 債務保証見返額担保残高*.....	26
44. 貸出金担保の種類別残高*.....	26
45. 貸出金使途別残高*.....	25
46. 貸出金業種別残高・構成比*.....	25
47. 不動産業の内訳.....	25
48. 預貸率(期末・期中平均)*.....	22
49. 固定・変動貸出金残高*.....	26
50. 消費者ローン・住宅ローン残高.....	26
51. 代理貸付残高の内訳.....	26
52. 職員1人当り貸出金残高.....	22
53. 1店舗当り貸出金残高.....	23

【有価証券に関する指標】

54. 商品有価証券の種類別平均残高*.....	取扱ナシ
55. 有価証券の種類別平均残高*.....	27
56. 有価証券の種類別・残存期間別残高*.....	27
57. 預証率(期末・期中平均)*.....	22

【経営管理体制に関する事項】

58. リスク管理の体制*.....	5
59. 法令遵守の体制*.....	4
60. 個人情報の保護.....	6,7
61. 苦情処理処置及び紛争解決処理措置の内容*.....	9

【財産の状況】

62. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*.....	17,18,19,20
63. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*.....	28
(1)破綻先債権	
(2)延滞債権	
(3)3ヵ月以上延滞債権	
(4)貸出条件緩和債権	

64. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ☆.....	28
65. 自己資本充実状況(自己資本比率明細)*.....	29
66. 有価証券、金銭の信託等の評価*.....	23
67. 外貨建資産残高.....	取扱ナシ
68. オフバランス取引の状況.....	取扱ナシ
69. 先物取引の時価情報.....	取扱ナシ
70. オプション取引の時価情報.....	取扱ナシ
71. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*.....	27
72. 貸出金償却の額*.....	27
73. 会計監査人による監査*.....	17

【その他の業務】

74. 内国為替取扱実績.....	27
75. 外国為替取扱実績.....	取扱ナシ
76. 公共債窓販実績.....	27
77. 公共債引受額.....	取扱ナシ
78. 手数料一覧.....	16

【その他】

79. トピックス.....	11
80. 当組合の行事など.....	12
81. 地域密着型金融について.....	38
82. 総代会.....	13
83. 沿革・あゆみ.....	10
84. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性の確認.....	17
85. 報酬体系について.....	42

盗難・偽造キャッシュカードや 組合名を騙り送付されてくる CD-ROM 等にご注意を！

最近盗難・偽造キャッシュカードにより預金が引き出される事件が全国で多発しています。
特に生年月日・電話番号や車の登録番号等の暗証番号はもっとも危険です。

暗証番号はお客様がATMで簡単に変更できます。

また、金融機関名を騙り送付されてくるCD-ROM等でご不審な点は、下記の緊急連絡先にお問い合わせください。

緊急連絡先 | 受付時間・電話番号

曜 日	平日 (月曜日～金曜日)		土・日・祝日
受付時間帯	8:45 ～ 17:30	左記以外の時間	終日24時間
連絡先名称 電話番号	▼ 各お取引店 各お取引店電話番号 P.43 参照	▼ 信組ATMセンター 047-498-0151	▼ 信組ATMセンター 047-498-0151

あなたの街のパートナー 共立信用組合

〒143-0015 東京都大田区大森西 1-7-2

E-mail honbu-00@kyoritsu.dp.u-netsurf.ne.jp

www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/



上記QRコードより当組合ホームページへ
直接アクセスできます。